only net service
オンリーネットサービス

規約集

< onlyモバイルサービス編 >

お申し込みサービスの規約内容にご同意のうえ、お申し込みください。
onlyネットサービスにつきましては、必ず該当の重要説明事項もお読みください。

※記載内容は２０１４年２月１日現在のものです。
※記載の価格は税込(5%)価格です。4月1日以後は新税率8%に基づき価格が改変されます。
※記載されている会社名、製品名およびサービス名は、各社の登録商標および商標です。
※サービス内容および提供条件は、改善等のため予告なく変更する場合があります。
※最新の規約等についてはサービスホームページ(http://only.ne.jp）でご確認ください。

onlynetservice *by BENEFITJAPAN*

第２１条（月額利用料等の支払義務）
１．本サービスの契約者は、その契約に基づいて弊社が契約者回線の提供を開始した日から契約の解除があった日が属する月の末日までの期間について、別紙料金表（月額利用料）、（付加機能サービス料）および（ユニバーサルサービス料）に規定する料金の支払いを要します。
２．前項の期間において、利用の一時中断または利用停止により本サービスを利用することができない状態が生じたときの月額利用料およびユニバーサルサービス料（以下「月額利用料等」といいます）の支払いは次のとおりとします。
（１）利用の一時中断または利用停止があったときでも、契約者は、その期間中の月額利用料等の支払を要します。
（２）契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の月額利用料等の支払を要します。

事由	支払を要しない料金
契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます）が生じた場合に、そのことを弊社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき	そのことを弊社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての料金

３．弊社は、支払いを要しないこととされている料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
第２２条（債権の譲渡）弊社は、購入者に対する売買契約に基づく債権を第三者に譲渡することや担保に供することがあります。この場合において、購入者は、当該債権の譲渡及び弊社が購入者の個人情報を譲渡先または担保権者に提供することにあらかじめ同意するものとします。
第２３条（契約解除料）
１．弊社は、本サービスについて、契約期間を設定することができるものとします。契約期間は、本サービスの利用開始月から弊社が定める期間とします。
２．契約者が、契約期間満了月の翌月（以下「更新月」といいます）以外の暦月に解約する場合、契約解除料として、弊社が定める解約金が発生するものとし、別紙料金表（契約解除料）に規定する料金の支払いを要します。
３．契約者が契約更新月に本サービスを解約しない場合、当該契約更新月を含み、同じ長さの新たな契約期間が自動的に設定されるものとし、以降も同様に更新されるものとします。
４．第１３条（切替）に定める本 SIM カードの切替手続きの実施後における、本サービスの契約期間は、当該切替前の本サービスの契約期間を引き継ぐものとします。
５．第１５条（提供の中断）に基づく本サービスの提供の中断があっても、本サービスの契約期間に変更はありません（本サービスの提供の中断の間、契約期間の進行が停止するものではありません）。
６．第１６条（契約者からの請求による利用の一時中断）に基づく本サービスの利用の一時中断があっても、本サービスの契約期間に変更はありません（本サービスの利用の一時中断の間、契約期間の進行が停止するものではありません）。
７．第１７条（利用停止）に基づく本サービスの提供の停止があっても、本サービスの契約期間に変更はありません（本サービスの提供の停止の間、契約期間の進行が停止するものではありません）。
８．契約者は、定期契約の契約期間中、プラン変更することはできないものとします。
第２４条（手続に関する料金の支払義務）
契約者は、本サービスに係る契約の申込または手続を要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙料金表（手続に関する料金）に規定する手続に関する料金の支払いを要します。ただし、その手続の着手前にその契約の解除または請求の取消があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、弊社は、その料金を返還します。
第２５条（料金の計算等）
料金の計算方法並びに料金の支払方法は、別途弊社が定めるところによります。
第２６条（割増金）
契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします）の２倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加えないこととされている料金にあっては、その免れた額の２倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。
第２７条（延滞利息）
契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年１４．５%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。
ただし、支払期日の翌日から起算して１５日以内に支払いがあった場合には、この限りではありません。
第六章　損害賠償
第２８条（本サービスの利用不能による損害）
１．弊社は、本サービスを提供すべき場合において、弊社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします）にあることを弊社が認知した時刻から起算して、２４時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
２．前項の場合において、弊社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを弊社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る次の料金の合計額を、発生した損害とみなしその額に限って賠償します。
（１）月額基本料、ユニバーサルサービス料、および付加機能サービス（有料サービス）等の月額料
（２）通信料（本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前６料金月の１日当たりの平均通信料（前６料金月の実績を把握することが困難な場合には、弊社が別に定める方法により算出した額）により算出します）
３．弊社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前２項の規定は適用しません。
（注）本条第２項第２号に規定する弊社が別に定める方法により算出した額は、原則として、本サービスを全く利用できない状態が生じた日より前の把握できる期間における１日当たりの平均通信料とします。
第２９条（免責）
１．電気通信設備の修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている短縮ダイヤル番号、メッセージ、データ、情報等の内容等が変化または消失することがあります。弊社はこれにより損害を与えた場合に、それが弊社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償する責任を負いません。
２．弊社は、本規約等の変更により自営端末機器の改造または変更（以下この条において「改造等」といいます）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。
第３０条（損害賠償額の上限）
弊社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合の全てについて、その損害賠償の範囲は、当該契約者に現実に発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、その総額は弊社が当該損害の発生までに当該契約者から受領した料金の額を上限とします。ただし、弊社に故意もしくは重大な過失がある場合はこの限りではありません。
第七章 保守
第３１条（弊社の維持責任）
弊社は、協定事業者の電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。
第３２条（契約者の維持責任）
１．契約者は、自営端末機器を、弊社の定める技術基準および技術的条件に適合するよう維持していただきます。
２．前項の規定によるほか、契約者は、自営端末機器（移動無線装置に限ります）を無線設備規則に適合するよう維持していただきます。
第３３条（契約者の切分責任）
契約者は、自営端末機器が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末機器に故障のないことを確認のうえ、弊社に修理の請求をしていただきます。
第３４条（修理または復旧）
弊社は、弊社の設置した電気通信設備が故障し、または滅失した場合はすみやかに修理し、または復旧するものとします。ただし、24 時間以内の修理または復旧を保証するものではありません。
第３５条（保証の限界）
１．弊社は、通信の利用に関し、弊社協定事業者の電気通信設備を除き、相互接続点等を介し接続している、電気通信設備にかかる通信の品質を保証することはできません。
２．弊社は、インターネットおよびコンピュータに関する技術水準、通信回線等のインフラストラクチャーに関する技術水準およびネットワーク自体の高度な複雑さにより、現在の一般的技術水準をもっては本サービスに瑕疵のないことを保証することはできません。
第３６条（サポート）
１．弊社は、契約者に対し、本サービスの利用に関する弊社が定める内容の技術サポートを提供します。
２．弊社は、前項に定めるものを除き、契約者に対し、保守、デバッグ、アップデートまたはアップグレード等のいずれを問わず、いかなる技術的役務も提供する義務を負いません。
第八章 雑 則
第３７条（位置情報の送出）
１．携帯電話事業者がワイヤレスデータ通信に係る協定事業者との間に設置した接続点と契約者回線との間の通信中にその弊社協定事業者に係る電気通信設備から携帯電話事業者が別に定める方法により位置情報（その契約者回線に接続されている移動無線装置の所在に係る情報をいいます。以下この条において同じとします）の要求があったときは、契約者があらかじめ弊社協定事業者への位置情報の送出に係る設定を行った場合に限り、その接続点へ位置情報を送出することを、契約者は、あらかじめ承諾するものとします。
２．前項の規定によるほか、緊急通報において契約者識別番号を通知したときは、位置情報（弊社の要求に基づき移動無線装置において測定された位置に関する情報を含みます。以下、この条において同じとします）を、携帯電話事業者がその緊急通報に係る機関へ送出することを、契約者は、あらかじめ承諾するものとします。ただし、緊急通報に係る機関で、その情報を受信できないときは、この限りではありません。
３．弊社は、前２項の規定により送出された位置情報に起因する損害については、その原因の如何によらず、一切の責任を負わないものとします。
第３８条（情報の収集）
弊社は、本サービスに関し、契約者に技術サポート等を提供するために必要な情報を収集、利用することがあります。契約者は、契約者から必要な情報が提供されないことにより、弊社が十分な技術サポート等を提供できないことがあることをあらかじめ了承するものとします。
第３９条（契約者確認）
弊社は、契約者確認（携帯電話不正利用防止法第９条で定める契約者確認をいいます。以下、本条において同様とします）を求められたときは、当該契約者に対し、契約者確認を行うことがあります。この場合、契約者は、弊社の定める期日までに契約者確認に応じるものとします。
第４０条（他の電気通信事業者への情報の通知）
契約者は、料金その他の債務の支払いをしない場合、または前条に定める契約者確認に応じない場合には、弊社が、弊社以外の電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日および支払状況等の情報（契約者を特定するために必要なものおよび支払状況に関するものであって、弊社が別に定めるものに限ります）を当該事業者に通知することにあらかじめ同意するものとします。
第４１条（本サービスの廃止）
１．弊社は、本サービスの全部または一部を廃止することがあります。
２．弊社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、相当な期間前に契約者に告知します。
第４２条（本サービスの技術仕様等の変更等）
弊社は、本サービスにかかわる技術仕様その他の提供条件の変更または電気通信設備の更改等に伴い、契約者が使用する本 SIM カードの改造または撤去等を要することとなった場合であっても、その改造または撤去等に要する費用について負担しないものとします。
第４３条（分離性）
本規約の一部分が無効で強制力をもたないと判明した場合でも、本約款の残りの部分の有効性はその影響を受けず引続き有効で、その条件に従って強制力を持ち続けるものとします。
第４４条（協議）
弊社および契約者は、本サービスまたは本規約に関して疑義が生じた場合には、両者が誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

附則：この規約は２０１３年１０月２０日から実施します。

■　料金表

初期費用　（税込）

項目	価格
事務手数料	３，１５０円
事務手数料追加ＳＩＭ付	４，２００円

月額利用料　（税込）

項目	価格
onlyモバイル Xi®	３，８８０円
onlyモバイル プラスXi®（24ヶ月目迄）	５，４８０円
	６，１８０円
	６，５８０円
onlyモバイルプラスXi®（25ヶ月目以降）	３，８８０円
ユニバーサルサービス料	３．１５円/SIM枚数
●付加機能サービス　追加SIM利用料（最大2枚迄）	３９９円/SIM枚数

契約解除料　（不課税）

項目	価格
最低利用期間経過後の更新月以外	９，９７５円

最低利用期間内（不課税）

ｏｎｌｙモバイルＸｉご契約者

開通月	1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目	5ヶ月目	6ヶ月目	7ヶ月目	8ヶ月目
¥38,400		¥37,200	¥36,000	¥34,800	¥33,600	¥32,400	¥31,200	¥30,000
9ヶ月目	10ヶ月目	11ヶ月目	12ヶ月目	13ヶ月目	14ヶ月目	15ヶ月目	16ヶ月目	17ヶ月目
¥28,800	¥27,600	¥26,400	¥25,200	¥24,000	¥22,800	¥21,600	¥20,400	¥19,200
18ヶ月目	19ヶ月目	20ヶ月目	21ヶ月目	22ヶ月目	23ヶ月目	24ヶ月目（満了月）		
¥18,000	¥16,800	¥15,600	¥14,400	¥13,200	¥12,000	¥10,800		

ｏｎｌｙモバイルプラスＸｉご契約者（月額５,４８０円プラン）

開通月	1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目	5ヶ月目	6ヶ月目	7ヶ月目	8ヶ月目
¥69,600		¥67,100	¥64,600	¥62,100	¥59,600	¥57,100	¥54,600	¥52,100
9ヶ月目	10ヶ月目	11ヶ月目	12ヶ月目	13ヶ月目	14ヶ月目	15ヶ月目	16ヶ月目	17ヶ月目
¥49,600	¥47,100	¥44,600	¥42,100	¥39,600	¥37,100	¥34,600	¥32,100	¥29,600
18ヶ月目	19ヶ月目	20ヶ月目	21ヶ月目	22ヶ月目	23ヶ月目	24ヶ月目（満了月）		
¥27,100	¥24,600	¥22,100	¥19,600	¥17,100	¥14,600	¥12,100		

ｏｎｌｙモバイルプラスＸｉご契約者(月額６,１８０円プラン）

開通月	1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目	5ヶ月目	6ヶ月目	7ヶ月目	8ヶ月目
¥86,400		¥83,200	¥80,000	¥76,800	¥73,600	¥70,400	¥67,200	¥64,000
9ヶ月目	10ヶ月目	11ヶ月目	12ヶ月目	13ヶ月目	14ヶ月目	15ヶ月目	16ヶ月目	17ヶ月目
¥60,800	¥57,600	¥54,400	¥51,200	¥48,000	¥44,800	¥41,600	¥38,400	¥35,200
18ヶ月目	19ヶ月目	20ヶ月目	21ヶ月目	22ヶ月目	23ヶ月目	24ヶ月目（満了月）		
¥32,000	¥28,800	¥25,600	¥22,400	¥19,200	¥16,000	¥12,800		

ｏｎｌｙモバイルプラスＸｉご契約者（月額６,５８０円プラン）

開通月	1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目	5ヶ月目	6ヶ月目	7ヶ月目	8ヶ月目
¥96,000		¥92,400	¥88,800	¥85,200	¥81,600	¥78,000	¥74,400	¥70,800
9ヶ月目	10ヶ月目	11ヶ月目	12ヶ月目	13ヶ月目	14ヶ月目	15ヶ月目	16ヶ月目	17ヶ月目
¥67,200	¥63,600	¥60,000	¥56,400	¥52,800	¥49,200	¥45,600	¥42,000	¥38,400
18ヶ月目	19ヶ月目	20ヶ月目	21ヶ月目	22ヶ月目	23ヶ月目	24ヶ月目（満了月）		
¥34,800	¥31,200	¥27,600	¥24,000	¥20,400	¥16,800	¥13,200		

その他の費用　（税込）　※SIM　1枚に付き

項目	価格
追加SIM発行手数料（後日）	３，１５０円
SIM切替手数料	３，１５０円
SIM再発行手数料	３，１５０円

onlyモバイル4G powered by EMOBILE・onlyモバイルプラス4G powered by EMOBILE 及び、onlyネットサービス（各オプションサービス）に関する重要説明事項

キャンペーンについて

本キャンペーンは㈱ベネフィットジャパンが運営しているｏｎｌｙネットサービス会員に登録し、その会員としてデータカードを２年間ご契約することでデータカード本体を値引きして購入できるキャンペーンです。本キャンペーンを適用するにはonlyモバイル4G powered by EMOBILEサービス（（以下『onlyモバイルサービス』といいます）の２年間契約が必須になります。２年以内にonlyモバイルサービスの契約を解除した場合は残りの契約期間に応じた契約解除料が発生いたします。尚、オプションのプロバイダーサービスにつきましても２年以内に契約を解除された場合、契約解除料が発生いたします。ｏｎｌｙネットサービス会員についての詳細は別途規約をご参照ください。必ず本書（重要説明事項）と各ご利用規約をご確認・ご理解を頂きますようお願いいたします。また確認頂いた重要説明事項は大切に保管いただきますようお願いいたします。

ご利用可能なエリアについて

本サービスにおけるonlyモバイル4Gは、AXGP、LTE、3Gのマルチネットワークに対応しています。ソフトバンクWiFiスポットのご利用も可能です。ご利用にあたっては、ソフトバンクモバイル株式会社が定める「ソフトバンクWi-Fiスポット利用規約」に同意のうえご利用いただきます。（http://www.softbank.jp/mobile/service/wi-fi/useでご確認ください。）サービスは電波を使用しているため、サービスエリア内でも屋内や周辺の障害物（建物・地形）などによりご使用になれないことがあります。又、高層ビル、マンションなどの高層階で見晴らしの良い場所であっても、ご使用になれない場合があります。電波の弱いところ、電波状態の悪いところではご使用になれない場合があります。なお、電波が強くアンテナマークが3本立っていて、移動せずに使用している場合でも通信・通話が切れることがありますのでご了承ください。電波の性質上、電波状態は刻々と変動します。携帯端末に表示されるアンテナマークは目安としてご利用ください。なお、サービスエリアの詳細はイー・モバイルのホームページ(http://emobile.jp/area/em-map-4g.html)でご確認ください。

最大通信速度について

onlyモバイル4G の通信速度は、AXGPエリアでは下り（受信時）最大110Mbps/上り（送信時）最大10Mbpsとなります。LTEエリアでは、下り最大75Mbps/上り最大25Mbpsとなります（いずれも対応エリアは一部のみ）。その他3Gエリアでは下り最大42Mbps/上り最大5.8Mbpsとなります（5.8Mbps対応エリアは一部）。最大通信速度はベストエフォート（規格上の最大速度）であり、実効速度として保証するものではありません。通信環境や混雑状況により通信速度が変化する可能性があります。インターネット接続に関して、プロバイダーの契約なしでご利用頂けますが、メールなどをご利用の際は各オプションサービスをお申込み下さい。ｏｎｌｙモバイルサービスでは、迷惑メール対策として、フリーメールなどをご利用の方（Outlook Express/Windows mailに設定される方）に関しては、メール送信できなくなる可能性があります。送信サーバ（OP２５B）を代替ポート（５８７等）に変更頂く事で送信出来るようなります。詳しくは、各プロバイダーにお問合せ下さい。インターネット接続には初回に接続設定が必要ですので予めご了承ください。

通信速度の制御について

「onlyモバイル4G」では、当月ご利用のデータ通信量が7GBを超えた場合、当月末まで最大通信速度が送受信時128kbpsに通信速度の制御を実施いたします。お客様が利用したデータ通信量をＳＭＳにてお知らせします。また直近３日間（当日は含まない）のパケット通信量が839万パケット以上ご利用された場合、当日の６時から翌日６時まで通信速度の制御を実施いたします。基準については、今後の通信品質状況によって見直す可能性があります。なお有料での通信速度制限の解除サービス現在提供しておりません。

ユニバーサルサービス料について

本サービスにおいて、ユニバーサルサービス料（3.15円/月）がSIMの枚数分別途かかります。この費用につきましては半年ごとに改定されることになっており、お客様のご負担額が変更となる場合がございます。複数のSIMカードで同時に接続を行った場合、契約しているプランの最大通信速度が、同時通信の台数で分割されます。
詳細は電気通信事業者協会ホームページ（http://www.tca.or.jp/universalservice/）にてご確認ください。

国際ローミングについて

ご提供しておりませんのでご了承下さい。

Wi-Fi安心サービスについて

通常使用による自然故障、偶然の事故（火災、盗難、紛失、破壊、落雷、水漏れ）で使用不能となった場合、アウトレット端末を２，９００円（税込）で交換できます。
※但し、端末のSIMが必要な場合（紛失や盗難・水没などで使用できない場合）は 別途再発行手数料として、３，１５０円（税込）が必要となります。
※お申し込みは、弊社及びonlyネットサービス取扱代理店にてonly モバイルサービスのご契約時と同時にお申し込みの場合に限られます。
●モバイル機器交換の申請は、サービス開始日より2年間で2回を限度とします。
●サービス開始は弊社から端末を発送した翌月からとなります。
●モバイル機器交換申請・受理された場合は、モバイル機器受取月の翌月1日から新しい端末を対象とした契約として更新することができます。その場合は更新された月の１日から２年間に２回の申請が限度となります。●前回の交換サービス実施日の翌日から６ヶ月経過しなければ、新しく申請ができません。
●事故状況説明書および必要添付書類が提出されない場合、または本サービス利用料金の未納がある場合は交換サービス申請には応じられません。なおWi-Fi安心サービスにご加入いただいてない場合、機器の再購入は４０，８００円（税込）となります。

料金・お支払いについて

お支払いは弊社が定めるクレジットカードでの、お支払いになります。※クレジットカードは、契約者ご本人名義に限ります。未成年者（12歳以上20歳未満）の場合は、親権者名義であればこの限りではありません。※クレジットカード会社より請求され、カード会社指定日に振替されます。【月額利用料】ご利用料金はonlyモバイルサービス料月額、onlyネットサービス料月額、ユニバーサルサービス料月額の合計となります。（付加機能サービスも含む）―時中断している期間も月額利用料は発生します。※onlyモバイルサービスでは月途中に開通・退会の場合でも、月額利用料金の減額、日割計算は致しません。onlyモバイルサービス新規契約の際、事務手数料が必要です。【事務手数料】３，１５０円（税込）※事務手数料・その他初回のみの料金については初回請求時に同時に引き落としとなります。※onlyモバイルサービス以外のその他ｏｎｌｙネットサービス(各オプションサービス)については、次月からの請求開始と致します。

EM chipご利用上のご注意

EM chipの所有権は㈱ベネフィットジャパンに帰属します。ｏｎｌｙモバイルサービス契約の解約等の際には、EM chipを㈱ベネフィットジャパン　カスタマーセンター宛に解約月の翌月５日１９：００までに、ご返却して頂く必要があります。
紛失、破損等によるEM chipの再発行は有償（２，１００円）となります。EM chipの仕様、性能は予告なしに変更する場合があります。

キャンセル・中途解約について

ご自宅で電波が入らない場合等、お申込書控え受取後、電話受付の場合は本書受取後８日以内であれば、クーリングオフをお受けしております。但し部品紛失・箱損傷の場合はお受けできません。また、クーリングオフ期間を過ぎた場合は中途解約をお受けしております。（更新月以外にonlyモバイルサービス・プロバイダーサービスの契約を解除した場合は残りの契約期間に応じた契約解除料が発生いたします。）クーリングオフまたは中途解約をご希望の場合は、下記ベネフィットジャパンカスタマーセンターにご連絡ください。
速やかに対応いたします。
■電話番号　050-3387-0630　（受付時間　11:00～19:00　年末年始・当社指定休日等を除く）
■ＳＩＭ・商品返却先　〒１４１-００３１ 東京都品川区西五反田１-３１-１ 日本生命五反田ビル３Ｆ　株式会社ベネフィットジャパン　カスタマーセンター宛

契約期間・契約解除料について

契約満了月	『マイページ』でご確認ください	更新月（契約解除料がかからない月）	『マイページ』でご確認ください

本サービスの最低利用期間は、当社が当該契約者へ本サービスを提供するための設定が完了した日を起算日とし、起算日を含む月(以下、開通月）を起算月として、開通月の翌月を１カ月目とする24カ月目の末日までとなります。最低利用期間内または更新月（契約期間満了月の翌日）以外の契約期間中にご解約された場合は、以下の契約解除料をお支払いいただきます。また開通月の翌月を起算月とする2年契約となります。自動更新後は解除のお申し出がない限り2年単位で自動更新されます。

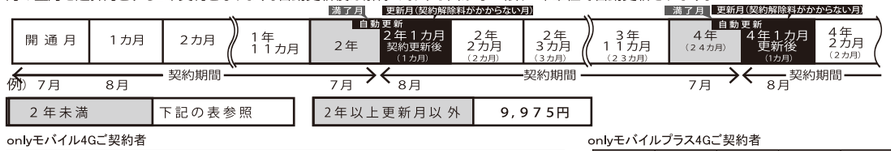

２年未満	下記の表参照

２年以上更新月以外	９，９７５円

onlyモバイル4Gご契約者

開通月	1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目	5ヶ月目	6ヶ月目	7ヶ月目	8ヶ月目
¥40,800	¥39,520	¥38,240	¥36,960	¥35,680	¥34,400	¥33,120	¥31,840	¥30,560
9ヶ月目	10ヶ月目	11ヶ月目	12ヶ月目	13ヶ月目	14ヶ月目	15ヶ月目	16ヶ月目	17ヶ月目
¥29,280	¥28,000	¥26,720	¥25,440	¥24,160	¥22,880	¥21,600	¥20,320	¥19,040
18ヶ月目	19ヶ月目	20ヶ月目	21ヶ月目	22ヶ月目	23ヶ月目	24ヶ月目（満了月）		
¥17,760	¥16,480	¥15,200	¥13,920	¥12,640	¥11,360	¥10,080		

onlyモバイルプラス4Gご契約者

開通月	1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目	5ヶ月目	6ヶ月目	7ヶ月目	8ヶ月目
¥80,880	¥77,930	¥74,980	¥72,030	¥69,080	¥66,130	¥63,180	¥60,230	¥57,280
9ヶ月目	10ヶ月目	11ヶ月目	12ヶ月目	13ヶ月目	14ヶ月目	15ヶ月目	16ヶ月目	17ヶ月目
¥54,330	¥51,380	¥48,430	¥45,480	¥42,530	¥39,580	¥36,630	¥33,680	¥30,730
18ヶ月目	19ヶ月目	20ヶ月目	21ヶ月目	22ヶ月目	23ヶ月目	24ヶ月目（満了月）		
¥27,780	¥24,830	¥21,880	¥18,930	¥15,980	¥13,080	¥10,080		

【only モバイル４Ｇ powered by EMOBILE】
【only モバイルプラス４Ｇ powered by EMOBAILE】

第１条（定義）

１．当社は、「only モバイル 4G 利用規約」（以下「本規約」といいます。）に基づき「only モバイル 4G」（以下「本サービス」といいます。）を提供するものとします。
２．only ネットサービス会員規約（以下「会員規約」といいます。）において定義される用語は、本規約において別途定めがある場合を除き、本規約においても only ネットサービス会員規約と同義に用いるものとします。
３．本規約と会員規約の定めが異なる場合、別段の定めがない限り、本規約が優先して適用されるものとします。
４．契約者は、本サービスを本規約に同意のうえ利用するものとします。なお、契約者は、EMOBILE 通信サービス契約約款（EMOBILE 4G 編）http://www.eaccess.net/public/em/ についても併せて同意のうえ、利用するものとします。
５．only モバイル 4G の通信速度は、AXGP エリアでは下り（受信時）最大 110Mbps/ 上り（送信時）最大 10Mbps となります。LTE エリアでは、下り最大 75Mbps/ 上り最大 25Mbps となります（いずれも対応エリアは一部のみ）。その他 3G エリアでは下り最大 42Mbps/ 上り最大 5.8Mbps となります（5.8Mbps 対応エリアは一部）。最大通信速度はベストエフォート（規格上の最大速度）であり、実効速度として保証するものではありません。通信環境や混雑状況により通信速度が変化する可能性があります
６．ソフトバンク WiFi スポットのご利用も可能です。ご利用にあたっては、ソフトバンクモバイル株式会社が定める「ソフトバンク Wi-Fi スポット利用規約」に同意のうえご利用いただきます。
（http://www.softbank.jp/mobile/service/wi-fi/use でご確認ください。）

第２条（用語の定義）
本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用するものとします。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
本サービス	キャリアが提供する、ＡＸＧＰ方式、ＦＤＤ－ＬＴＥ方式、DS-CDMA 方式により符号、音響または映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）を使用して行う電気通信サービス
利用契約	契約者が当社から本サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と利用契約を締結した者
料金月	１の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の記載日の前日までの間
移動無線装置	利用契約に基づいて、陸上（河川、湖沼およびわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。）において使用されるアンテナおよび無線送受信装置
無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、または受けるためのキャリアの電気通信設備
契約者回線	利用契約に基づいて無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線
用語	用語の意味
ＥＭ　ｃｈｉｐ	契約者識別番号その他の情報を記憶することができるICカードであって、本サービスの提供にあたり当社から契約者へ貸与されるもの
端末設備	当社が提供する、または指定する契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、１の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるもの
自営電気通信設備	電気通信事業者（電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号。以下「事業法」といいます。）第９条の登録を受けた者または第１６条第１項の届出をした者をいいます。以下、同じとします。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末機設備以外のもの
相互接続点	キャリアとキャリア以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（事業法第３３条および第３４条の規定に基づきキャリアがキャリア以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下、同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
契約者回線等	１．契約者回線および契約者回線に電話網またはパケット通信網を介して接続される電気通信回線網であって、キャリアが必要に応じ設置する電気通信設備 ２．相互接続点
キャリア	電気通信事業者であるイー・アクセス株式会社をいいます。
ユニバーサルサービス料	電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）に定める基礎的電気通信役務の安定した提供の確保に必要な負担にあてるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金および負担金算定等規則（平成１４年総務省令第６４号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金

第３条（利用契約の単位）
本サービスの利用契約は、１人の only ネットサービス会員につき、１件の利用契約に限るものとします。

第４条（利用契約の申込みおよび承諾）
１．本サービスの利用契約を申し込みする者は、only ネットサービス会員であること。
２．契約者は、本規約に同意したうえで当社所定の契約申込書を当社所定の提出先に提出するものとします。但し、既に会員である方は、本規約に同意したうえで身分証を提示し、当社が本人確認をした後に郵送する「only ネットサービス契約申込確認書」が到着した日より既存会員からの申込書があったものとみなします。

第５条（契約者識別番号）
１．本サービスの契約者識別番号は、１の会員回線ごとに当社が定めます。
２．当社は、技術上および業務上やむを得ない理由があるときは、本サービスの契約者識別番号を変更することがあります。
３．本条前項により、本サービスの契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者に通知します。

第６条（最低利用期間）
本サービスの最低利用期間は、当社が当該契約者へ本サービスを提供するための設定が完了した日（以下「開通日」といいます。）を起算日とし、起算日を含む月（以下「開通月」といいます。）の翌月を１ヶ月目とする２４ヶ月目の末日までとします。但し、キャンペーンなどにより最低利用期間が短縮した場合はこの限りではありません。

第７条（利用契約の解除）
１．当社は、第 17 条（通信の停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その利用契約を解除できるものとします。
２．本条前項の規約にかかわらず、当社は、契約者が第 17 条（通信の停止）第１項各号の規約のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、その利用契約を解除できるものとします。
３．当社は、本条前項の規定により、その利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知するものとします。

第８条（利用契約の満了）
利用契約において、その契約に基づく契約月の翌月（その契約が次条の規約により更新されたものであるときは、その更新日を含む月（以下「更新月」といいます。）とします。）から起算して２４ヶ月目の末日（以下「満了日」といいます。）をもって満了となります。

第９条（利用契約の満了に伴う契約の変更等）
１．利用契約は、契約者より利用契約の解約の申請がない場合、利用契約の満了日の翌日から自動的に更新されます。
２．最低利用期間が短縮した契約者の利用契約の解約の申請がない場合、利用契約の満了日の翌日から２４ヶ月目の末日までを自動的に更新されます。

第１０条（ＥＭ　ｃｈｉｐ）
１．本サービス利用にあたり、当社より本サービスを利用するために必要なＥＭ　ｃｈｉｐを貸し出すものとします。この場合において、貸与するＥＭ　ｃｈｉｐの数は、１の利用契約につき１とします。
２．契約者は、本サービスを利用する権利を認識するに足りる情報を自己の責任において管理するものとします。
３．当社は、技術上および業務上やむを得ない理由があるときは、ＥＭ　ｃｈｉｐの仕様、性能等を予告なしに変更する場合があります。

第１１条（契約者識別番号その他の情報の登録）
１．当社は、ＥＭ　ｃｈｉｐを貸与するときに、当社の貸与するＥＭ　ｃｈｉｐに契約者識別番号その他情報の登録等を行います。
２．当社は、本条前項によるほか、第５条（契約者識別番号）第２項または第 24 条（修理または復旧の場合の暫定設置）の規定により契約者識別番号を変更する場合は、契約者識別番号等の登録を行います。

第１２条（ＥＭ　ｃｈｉｐの情報消去および返還）
１．当社は、次の場合には、当社の貸与するＥＭ　ｃｈｉｐに登録された契約者識別番号その他の情報を当社が別に定める方法により消去します。
① そのＥＭ　ｃｈｉｐの貸与に係る利用契約の解除があったとき
② その他、ＥＭ　ｃｈｉｐを利用しなくなったとき
２．当社のＥＭ　ｃｈｉｐの貸与を受けている契約者は、本契約を解約する、または本条前項の各号に該当する場合、そのＥＭ　ｃｈｉｐを当社が別に定める方法により、速やかに返還していただきます。
３．本条前項の規定によるほか第１０条（ＥＭ　ｃｈｉｐ）第４項の規定により、当社がＥＭ　ｃｈｉｐの変更を行った場合、契約者は、変更前のＥＭ　ｃｈｉｐを返還するものとします。

第１３条（ＥＭ　ｃｈｉｐの管理責任）
１．ＥＭ　ｃｈｉｐの貸与を受けている契約者は、そのＥＭ　ｃｈｉｐを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。
２．ＥＭ　ｃｈｉｐの貸与を受けている契約者は、ＥＭ　ｃｈｉｐについて盗難にあった場合、紛失した場合または毀損した場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。
３．当社は、第三者がＥＭ　ｃｈｉｐを利用した場合であっても、そのＥＭ　ｃｈｉｐの貸与を受けている会員が利用したものとみなして取り扱います。
４．当社は、ＥＭ　ｃｈｉｐ盗難、紛失または毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。
５．契約者は、当社が契約者に対しＥＭ　ｃｈｉｐの再発行を行った場合、当社の請求に応じて速やかに当該費用相当額を当社に支払うものとします。

第１４条（暗証番号）
１．契約者は、当社が別に定める方法により、ＥＭ　ｃｈｉｐにＥＭ　ｃｈｉｐ暗証番号（そのＥＭ　ｃｈｉｐを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます）を登録することができます。この場合において、当社からそのＥＭ　ｃｈｉｐの貸与を受けている契約者以外の者が登録を行った場合、当社は、その会員が登録を行ったものとみなします。
２．契約者は、ＥＭ　ｃｈｉｐ暗証番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

第１５条（本サービスの廃止）
１．当社は、都合により本サービスの全部または一部を一時的にまたは永続的に廃止することがあります。
２．キャリアの電気通信サービスの提供が、契約の解除その他の理由により終了した場合、本サービスは自動的に廃止となります。
３．当社は、本条前項により本サービスを廃止するときは、契約者に対し廃止する日の３０日前までに通知します。但し、やむを得ない場合、または当社およびキャリア間の契約の全部または一部を廃止する場合については、この限りではありません。
４．本条第１項の場合、当社は契約者に対し、一切の責任を負わないものとします。

第１６条（提供の中止）
１．当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止できるものとします。
① 当社およびキャリアの電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき
② 当社およびキャリアが設置する電気通信設備の障害等やむを得ないとき
③ 第 19 条により、通信制限を行うとき
２．当社は、本条前項により本サービスの利用を中止するときは、当社が別に定める方法により、あらかじめ当該契約者にお知らせするものとします。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第１７条（通信の停止）
１．当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、６ヶ月以内で当社が定める期間（第１号の場合にあっては、その料金等が支払われるまでの間、第２号または第３号の規定に該当するときは、当社が契約者本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを、提出していただくまでの間）本契約に係る通信を停止することがあります。
① 支払期日を経過しても本サービスの料金等を支払わないとき、あるいは支払われないおそれがあるとき（支払期を 経過した後に支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下、本条においては同じとします。）
② 契約者が本サービスの利用において第 25 条（契約者の義務）に違反したと当社が認めたとき
③ 契約者回線に端末設備または自営電気通信設備を当社の承認を得ずに接続したとき
④ 当社が契約者に契約者回線に接続されている端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めたにも関わらず、正当な理由なく当社の検査を受けることを拒んだとき。または、その検査の結果、技術基準等に適合していると認められない端末設備もしくは自営電気通信設備の契約者回線への接続を取りやめなかったとき
⑤ 違法にもしくは違法となるおそれのある態様、または明らかに公序良俗に反する態様において本サービスを利用したとき
⑥ 本条前各号のほか、本規約に違反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき
２．当社は、本条前項により通信停止をしようとするときは、あらかじめその理由、実施期日および期間を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。
３．本条の定めは、当社が契約者に対して損害賠償を請求することを制限するものではありません。

第１８条（通信場所等の制約）
１．通信は、移動無線装置がキャリアの定める電気通信サービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。但し、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。
２．相互接続点との間の通信は、キャリアの総合接続協定等に基づき当社が定めた通信に限り行うことができます。相互接続協定に基づく相互接続の一時停止もしくは相互接続協定の解除または協定事業者における電気通信事業の休止の場合は、その協定事業者に係る他網相互接続通信（本サービス以外の電気通信サービスに係る電気通信設備における通信をいいます。以下、同じとします。）を行うことはできません。

第１９条（通信利用の制限）
１．当社は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の設置をとることがあります。
① キャリアが別途定める機関が使用している契約者回線以外のものによる通信の利用を中止する設置（特定の地域の契約者回 線等への通信を中止する設置を含みます。）
② 特定の相互接続点への通信の利用を制限する設置
２．本条前項による場合のほか、電気通信設備の安定的な運用または本サービスの円滑な提供を図るため、当社は、契約者に事前に通知することなく次の通信利用の制限を行うことがあります。この場合において、当社は、本項の規定する通信利用の制限のために必要となる通信に係る情報の収集、分析および蓄積を行う場合があります。
① 通信が著しく輻輳する場合に、通信時間または特定地域の契約回線等への通信の利用を制限すること
② パケット通信を行うために設定された契約者回線を一定時間以上継続して保留し当社の電気通信設備を占有する等、その通信が本サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること
③ 契約者が第 26 条（禁止行為）に規約する禁止行為を行った場合に、その通信を切断または制限を行うこと
④ 一定期間内に大量または多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限または中止すること
３．本サービスでは、当月ご利用のデータ通信量が 7GB を超えた場合、当月末まで最大通信速度が送受信時 128kbps に制限されます。お客様が利用したデータ通信量をＳＭＳにてお知らせします。また直近３日間（当日は含まない）のパケット通信量が 839 万パケット以上ご利用された場合、当日の６時から翌日６時まで通信速度の制御を実施いたします。基準については、今後の通信品質状況によって見直す可能性があります。なお有料での通信速度制限の解除サービス現在提供しておりません。

第２０条（当社の維持責任）
当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和６０年郵政省令第３０号）に適合するよう維持します。

第２１条（契約者の維持責任）
１．契約者は、端末設備または自営電気通信設備を技術基準および技術的条件（昭和６０年郵政省令３１号）等に適合するよう維持していただきます。
２．本条前項の規定のほか、契約者は、端末設備（移動無線設装置に限ります。）または自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を無線設備規則（昭和２５年電波監理委員会規則第１８号）に適合するよう維持していただきます。

第２２条（契約者の切分責任）
１．会員は、端末設備または自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
２．本条前項の確認に際して、会員から要請があったときは、当社は当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者に通知します。
３．当社は、本条前項の試験により当社が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が端末設備または自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第２３条（修理または復旧）
１．当社は、当社の電気通信設備が故障し、または滅失した場合は、速やかに修理し、または復旧するものとします。ただし、２４時間未満の修理または復旧を保証するものではありません。
２．本条前項の場合において、当社は、その全部を修理し、または復旧することができないときは、第１９条の規約により優先的に取り扱われる通信を確保するため、当該通信に係わる電気通信設備を当社が別に定めるところにより修理または復旧します。

第２４条（修理または復旧の場合の暫定設置）
当社は、当社の電気通信設備を修理または復旧するときは、暫定的にその契約者識別番号を変更することがあります。

第２５条（契約者の義務）
会員は本サービスの利用にあたって、以下の条件を承諾するものとします。
① 移動無線装置を分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと
② 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと
③ ＥＭ　ｃｈｉｐに登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出しし、変更し、または消去しないこと
④ 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、または他人の利益を害する態様でインターネット接続機能を利用しないこと
⑤ その他第２６条（禁止行為）に規定する禁止行為に該当する行為をしないこと

第２６条（禁止行為）
会員は、本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。
① 当社もしくは他人の電気通信設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為またはそのおそれのある行為
② 他人に無断で広告、宣伝もしくは勧誘の文書等を送信または記載する行為
③ 他人が嫌悪感を抱く、またはそのおそれのある文書等を送信、記載もしくは計算する行為
④ 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
⑤ 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為またはそのおそれのある行為
⑥ 他人の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為またはそのおそれのある行為
⑦ 他人を差別し、誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
⑧ 猥褻、児童虐待もしくは児童ポルノ等児童および青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字または文書等を送信、記載または掲載する行為
⑨ 無限連鎖講（ネズミ講）もしくは連鎖販売取引（マルチ商法）等の開設、またはこれを勧誘する行為
⑩ インターネット接続サービスにより利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為
⑪ 有害なコンピュータープログラム等を送信し、または掲載する行為
⑫ 売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、または他人に不利益を与える行為
⑬ 他人を欺き錯誤等に陥れ、他人の ID 等、その他の情報等を取得する行為または取得するおそれのある行為
⑭ 犯罪行為またはそれを誘発もしくは扇動する行為
⑮ その他法令に違反する行為
⑯ 第１号から第１５号までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為
⑰ only ネットサービス会員規約の第１５条に規定する行為

第２７条（料金）
本サービスの料金は、料金表に規定するサービス利用料金、契約解除料、事務手数料、ＥＭ　ｃｈｉｐ再発行手数料、ユニバーサルサービス料とします。

第２８条（料金の計算方法等）
１．当社は、契約者が利用契約に基づき支払う料金のうち、サービス利用料金は、料金月に従って計算するものとします。但し、本規約の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める期間に従って随時に計算するものとします。
２．当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあるものとします。

第２９条（サービス利用料金の支払義務）
１．契約者は、その利用契約に係る開通日から起算して利用契約の解約または解除があった月の末日までの期間について、料金表第１(月額利用料) に規定するサービス利用料金を支払うものとします。但し、本規約または料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。
２．本条前項の期間において、利用の一時中断等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。
３．当社は、支払いを要しないこととされた利用料が既に支払われているときは、その利用料を返還します。

第３０条（サービス利用料金の日割り）
本サービスでは月途中に開通・退会の場合でも、月額利用料金の減額、日割計算は致しません。

第３１条（解約）
１．契約者は、毎月 20 日までに当社が別途定める手続きを行うことで、本サービスを当月末日をもって解約することとします。
２．契約者は、毎月 21 日以降に当社が別途定める手続きを行うことで、本サービスを翌月末日をもって解約することとします。

第３２条（契約解除料の支払義務）
１．契約者は、最低利用期間内に利用契約の解約または解除があったときは、料金表第３に規定する契約解除料を支払うものとします。
２．契約者は、利用契約の解約または解除があったときは、料金表第４に規定する契約解除料を支払うものとします。但し、更新月の解約または解除の場合は除くものとします。

第３３条（事務手数料の支払義務）
契約者は、本サービスに係る契約の申し込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第２に規定する事務手数料を支払うものとします。

第３４条（ＥＭ　ｃｈｉｐ再発行手数料の支払義務）
契約者は本サービスを利用するにあたり、ＥＭ　ｃｈｉｐの紛失、故障による交換または再発行、およびＥＭ　ｃｈｉｐの停止、再開があった場合、料金表第５に規定する手数料を支払わなければならないものとします。但し、ＥＭ　ｃｈｉｐを当社から契約者への輸送中の事故等当社の責めに帰すべき事由による破損、不具合がある場合は、無償により交換または再発行を行うものとします。

第３５条（ユニバーサルサービス料の支払義務）
契約者は本サービスを利用するにあたり、料金表第１の月額利用料に規定するユニバーサルサービス料を支払うものとします。

第３６条（割増金）
契約者は、料金またはその他の支払いを不法に免れたときは、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の２倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払うものとします。

第３７条（端数処理）
当社は、料金その他の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

第３８条（損害賠償）
１．当社は、当社またはキャリアの責めに帰すべき事由により、本サービスの提供をしなかったときは、本サービスが全く利用出来ない状態（本契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、２４時間以上その状態が連続したときに限り、当社はその全く利用できない時間を２４で除した商（小数点以下の端数を切り捨てるものとします。）に日額利用料金を乗じて算出した額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。但し、第１６条（提供の中止）の規定により利用できない場合については、当社は一切の責任を負わないものとします。
２．本条前項に関わらず、キャリアの責めに帰すべき事由により、本サービスを契約者に提供できなかった場合において、当社がキャリアから損害賠償を受領することができたときには、キャリアからの受領損害賠償額を限度として、当社は契約者からの損害賠償請求に応じることがあります。この場合、賠償の対象となる契約者が複数あり、契約者への賠償金額の合計が当社の受領する損害賠償額を超えるときの各契約者への賠償金額は、当社が受領する損害賠償額を当社の基準に従って各契約者に対し返還すべき額で比例配分した額とします。

第３９条（利用契約の譲渡）
契約者が利用契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができないものとします。

第４０条（分離性）
本規約の一部が無効で強制力を持たないと判明した場合でも、本規約の残りの部分の有効性はその影響を受けず引き続き有効で、その条件に従って強制力を持ち続けるものとします。

料金表

第１表　onlyモバイル４Ｇ・onlyモバイルプラス４Ｇ関する料金

第１．サービス利用料金
月額利用料　（税込）

項目	価格
onlyモバイル４Ｇ	３，８８０円
onlyモバイルプラス４Ｇ(24ヶ月目迄)	５，５５０円
onlyモバイルプラス４Ｇ(25ヶ月目以降)	３，８８０円
ユニバーサルサービス料金	３．１５円

第２．初期費用　（税込）

項目	価格
事務手数料	３，１５０円

第３．契約解除料(不課税)

ｏｎｌｙモバイル4Gご契約者

開通月	１ヶ月目	２ヶ月目	３ヶ月目	４ヶ月目	５ヶ月目	６ヶ月目	７ヶ月目	８ヶ月目
¥40,800	¥39,520	¥38,240	¥36,960	¥35,680	¥34,400	¥33,120	¥31,840	¥30,560
９ヶ月目	１０ヶ月目	１１ヶ月目	１２ヶ月目	１３ヶ月目	１４ヶ月目	１５ヶ月目	１６ヶ月目	１７ヶ月目
¥29,280	¥28,000	¥26,720	¥25,440	¥24,160	¥22,880	¥21,600	¥20,320	¥19,040
１８ヶ月目	１９ヶ月目	２０ヶ月目	２１ヶ月目	２２ヶ月目	２３ヶ月目	２４ヶ月目（満了月）		
¥17,760	¥16,480	¥15,200	¥13,920	¥12,640	¥11,360	¥10,080		

ｏｎｌｙモバイルプラス4Gご契約者

開通月	１ヶ月目	２ヶ月目	３ヶ月目	４ヶ月目	５ヶ月目	６ヶ月目	７ヶ月目	８ヶ月目
¥80,880	¥77,930	¥74,980	¥72,030	¥69,080	¥66,130	¥63,180	¥60,230	¥57,280
９ヶ月目	１０ヶ月目	１１ヶ月目	１２ヶ月目	１３ヶ月目	１４ヶ月目	１５ヶ月目	１６ヶ月目	１７ヶ月目
¥54,330	¥51,380	¥48,430	¥45,480	¥42,530	¥39,580	¥36,630	¥33,680	¥30,730
１８ヶ月目	１９ヶ月目	２０ヶ月目	２１ヶ月目	２２ヶ月目	２３ヶ月目	２４ヶ月目（満了月）		
¥27,780	¥24,830	¥21,880	¥18,930	¥15,980	¥13,080	¥10,080		

第４．契約解除料（更新月以外）　（不課税）

項目	価格
契約解除料	９，９７５円

第５．その他の費用　（税込）

項目	価格
EM chip再発行手数料	２，１００円

onlyモバイルLTE powered by EMOBILE・onlyモバイルプラスLTE powered by EMOBILE及び、onlyネットサービス（各オプションサービス）に関する重要説明事項

キャンペーンについて

本キャンペーンは㈱ベネフィットジャパンが運営しているｏｎｌｙネットサービス会員に登録し、その会員としてデータカードを２年間ご契約することでデータカード本体を値引きして購入できるキャンペーンです。本キャンペーンを適用するにはonlyモバイルLTE powered by EMOBILEサービス・onlyモバイルプラスLTE powered by EMOBILEサービス（以下『onlyモバイルサービス』といいます）の２年間契約が必須になります。２年以内にonlyモバイルサービスの契約を解除した場合は残りの契約期間に応じた契約解除料が発生いたします。尚、オプションのプロバイダーサービスにつきましても２年以内に契約を解除された場合、契約解除料が発生いたします。ｏｎｌｙネットサービス会員についての詳細は別途規約をご参照ください。
必ず本書（重要説明事項）と各ご利用規約をご確認・ご理解を頂きますようお願いいたします。また確認頂いた重要説明事項は大切に保管いただきますようお願いいたします。

ご利用可能なエリアについて

本サービスは電波を使用しているため、サービス提供エリア内であっても、電波の届かないところや、電波の届きにくい場所（建物の中等やトンネル内）では、ご利用頂けない可能性がございます。なお、サービスエリアの詳細はイー・モバイルのホームページ(http://emobile.jp/area/em-map-lte.html)でご確認ください。

最大通信速度について

本サービスにおける最大通信速度はベストエフォート（規格上の最大速度）であり、実効速度として保証するものではありません。
７５Mbpsサービス(LTE＋HSPA+サービス)に関しましては、７５Mbps対応端末で７５M対応エリアのみ利用可能です。インターネット接続に関して、プロバイダーの契約なしでご利用頂けますが、メールなどをご利用の際は各オプションサービスをお申込み下さい。
Ｏｎｌｙモバイルサービスでは、迷惑メール対策として、フリーメールなどをご利用の方（Outlook Express/Windows mailに設定される方）に関しては、メール送信できなくなる可能性があります。送信サーバ（OP２５B）を代替ポート（５８７等）に変更頂く事で送信出来るようなります。詳しくは、各プロバイダーにお問合せ下さい。
インターネット接続には初回に接続設定が必要ですので予めご了承ください。

通信速度の制御について

onlyモバイルLTE、onlyモバイルプラスLTEについては24時間ごとのご利用通信量が300万パケット以上ご利用のお客さまに対して、当日21時から翌日2時までの間、通信速度制御を行っています。300万パケットとは、4分間の楽曲（約4MB）を90曲ダウンロードした場合のデータ通信量に相当します。また、2014年5月以降、当月ご利用のデータ通信量が10ＧＢを超えた場合、当月末までの通信速度を制御します。基準については、今後の通信品質状況によって見直す可能性があります。

ユニバーサルサービス料について

本サービスにおいて、1電話番号あたり３．１５円/月(税込)のユニバーサルサービス料のご負担をお願いしています。この費用につきましては半年ごとに改定されることになっており、お客様のご負担額が変更となる場合がございます。詳細は電気通信事業者協会ホームページ（http://www.tca.or.jp/universalservice/）にてご確認ください。

国際ローミングについて

ご提供しておりませんのでご了承下さい。

Wi-Fi安心サービスについて

通常使用による自然故障、偶然の事故（火災、盗難、紛失、破壊、落雷、水漏れ）で使用不能となった場合、アウトレット端末を２，９００円（税込）で交換できます。
※但し、端末のSIMが必要な場合（紛失や盗難・水没などで使用できない場合）は 別途再発行手数料として、３，１５０円（税込）が必要となります。
※お申し込みは、弊社及びonlyネットサービス取扱代理店にてonly モバイルサービスのご契約時と同時にお申し込みの場合に限られます。
●モバイル機器交換の申請は、サービス開始日より2年間で2回を限度とします。
●サービス開始は弊社から端末を発送した翌月からとなります。
●モバイル機器交換申請・受理された場合は、モバイル機器受取月の翌月1日から新しい端末を対象とした契約として更新することができます。その場合は更新された月の１日から２年間に２回の申請が限度となります。●前回の交換サービス実施日の翌日から６ヶ月経過しなければ、新しく申請ができません。
●事故状況説明書および必要添付書類が提出されない場合、または本サービス利用料金の未納がある場合は交換サービス申請には応じられません。なおWi-Fi安心サービスにご加入いただいてない場合、機器の再購入は４３，８００円（税込）となります。

料金・お支払いについて

お支払いは弊社が定めるクレジットカードでの、お支払いになります。※クレジットカードは、契約者ご本人名義に限ります。未成年者（12歳以上20歳未満）の場合は、親権者名義であればこの限りではありません。※クレジットカード会社より請求され、カード会社指定日に振替されます。【月額利用料】ご利用料金はonlyモバイルサービス料月額、onlyネットサービス料月額、ユニバーサルサービス料月額の合計となります。(付加機能サービスも含む)ー時中断している期間も月額利用料は発生します。※onlyモバイルサービスでは月途中に開通・退会の場合でも、月額利用料金の減額、日割計算は致しません。onlyモバイルサービス新規契約の際、事務手数料が必要です。【事務手数料】３，１５０円（税込）※事務手数料・その他初回のみの料金については初回請求時に同時に引き落としとなります。※onlyモバイルサービス以外のその他ｏｎｌｙネットサービス(各オプションサービス)については、次月からの請求開始と致します。

EM chipご利用上のご注意

EM chipの所有権は㈱ベネフィットジャパンに帰属します。ｏｎｌｙモバイルサービス契約の解約等の際には、EM chipを㈱ベネフィットジャパン　カスタマーセンター宛に解約月の翌月５日１９：００までに、ご返却して頂く必要があります。
紛失、破損等によるEM chipの再発行は有償（２，１００円）となります。EM chipの仕様、性能は予告なしに変更する場合があります。

キャンセル・中途解約について

ご自宅で電波が入らない場合等、お申込書控え受取後、電話受付の場合は本書受取後８日以内であれば、クーリングオフをお受けしております。但し部品紛失・箱損傷の場合はお受けできません。また、クーリングオフ期間を過ぎた場合は中途解約をお受けしております。(更新月以外にonlyモバイルサービス・プロバイダーサービスの契約を解除した場合は残りの契約期間に応じた契約解除料が発生いたします。)クーリングオフまたは中途解約をご希望の場合は、下記ベネッフィットジャパンカスタマーセンターにご連絡ください。
速やかに対応いたします。
■電話番号　050-3387-0630　（受付時間　11:00～19:00　年末年始・当社指定休日等を除く）
■ＳＩＭ・商品返却先　〒１４１-００３１ 東京都品川区西五反田１-３１-１ 日本生命五反田ビル３Ｆ　株式会社ベネフィットジャパン　カスタマーセンター宛

契約期間・契約解除料について

契約満了月	『マイページ』でご確認ください	更新月（契約解除料がかからない月）	『マイページ』でご確認ください

本サービスの最低利用期間は、当社が当該契約者へ本サービスを提供するための設定が完了した日を起算日とし、起算日を含む月(以下、開通月）を起算月として、開通月の翌月を１カ月目とする24カ月目の末日までとなります。最低利用期間内または更新月（契約期間満了月の翌日）以外の契約期間中にご解約された場合は、以下の契約解除料をお支払いいただきます。また開通月の翌月を起算月とする2年契約となります。自動更新後は解除のお申し出がない限り2年単位で自動更新されます。

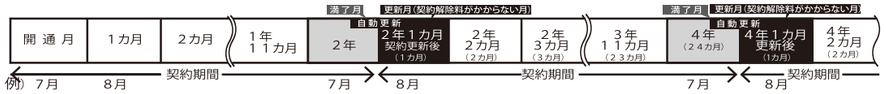

２年未満	下記の表参照	２年以上更新月以外	９，９７５円

onlyモバイルLTEご契約者

開通月	1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目	5ヶ月目	6ヶ月目	7ヶ月目	8ヶ月目
¥38,400		¥37,200	¥36,000	¥34,800	¥33,600	¥32,400	¥31,200	¥30,000
9ヶ月目	10ヶ月目	11ヶ月目	12ヶ月目	13ヶ月目	14ヶ月目	15ヶ月目	16ヶ月目	17ヶ月目
¥28,800	¥27,600	¥26,400	¥25,200	¥24,000	¥22,800	¥21,600	¥20,400	¥19,200
18ヶ月目	19ヶ月目	20ヶ月目	21ヶ月目	22ヶ月目	23ヶ月目	24ヶ月目（満了月）		
¥18,000	¥16,800	¥15,600	¥14,400	¥13,200	¥12,000	¥10,800		

onlyモバイルプラスLTEご契約者

開通月	1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目	5ヶ月目	6ヶ月目	7ヶ月目	8ヶ月目
¥69,600		¥67,100	¥64,600	¥62,100	¥59,600	¥57,100	¥54,600	¥52,100
9ヶ月目	10ヶ月目	11ヶ月目	12ヶ月目	13ヶ月目	14ヶ月目	15ヶ月目	16ヶ月目	17ヶ月目
¥49,600	¥47,100	¥44,600	¥42,100	¥39,600	¥37,100	¥34,600	¥32,100	¥29,600
18ヶ月目	19ヶ月目	20ヶ月目	21ヶ月目	22ヶ月目	23ヶ月目	24ヶ月目（満了月）		
¥27,100	¥24,600	¥22,100	¥19,600	¥17,100	¥14,600	¥12,100		

【only モバイル LTE powered by EMOBILE】
【only モバイルプラス LTE powered by EMOBAILE】

第１条（定義）
１．当社は、「only モバイル LTE・only モバイルプラス LTE 利用規約」(以下「本規約」といいます。）に基づき「only モバイル LTE」・「only モバイルプラス LTE」(以下「本サービス」といいます。）を提供するものとします。
２．only ネットサービス会員規約（以下「会員規約」といいます。）において定義される用語は、本規約において別途定めがある場合を除き、本規約においても only ネットサービス会員規約と同義に用いるものとします。
３．本規約と会員規約の定めが異なる場合、別段の定めがない限り、本規約が優先して適用されるものとします。
４．契約者は、本サービスを本規約に同意のうえ利用するものとします。なお、契約者は、EMOBILE 通信サービス契約約款（EMOBILE　LTE 編）http://www.eaccess.net/public/em/ についても併せて同意のうえ、利用するものとします。
５．本サービスにおける最大通信速度はベストエフォート（規格上の最大速度）であり、実効速度として保証するものではありません。７５Mbps サービス (LTE＋HSPA+ サービス) に関しましては、７５Mbps 対応端末で７５M 対応エリアのみ利用可能です。

第２条（用語の定義）

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
本サービス	キャリアが提供する、ＡＸＧＰ方式、ＦＤＤ－ＬＴＥ方式、DS-CDMA方式により符号、音響または映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）を使用して行う電気通信サービス
利用契約	契約者が当社から本サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と利用契約を締結した者
料金月	１の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の記載日の前日までの間
移動無線装置	利用契約に基づいて、陸上（河川、湖沼およびわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。）において使用されるアンテナおよび無線送受信装置
無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、または受けるためのキャリアの電気通信設備
契約者回線	利用契約に基づいて無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線
用語	用語の意味
ＥＭ　ｃｈｉｐ	契約者識別番号その他の情報を記憶することができるICカードであって、本サービスの提供にあたり当社から契約者へ貸与されるもの
端末設備	当社が提供する、または指定する契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、１の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるもの
自営電気通信設備	電気通信事業者（電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号。以下「事業法」といいます。）第９条の登録を受けた者または第１６条第１項の届出をした者をいいます。以下、同じとします。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末機設備以外のもの
相互接続点	キャリアとキャリア以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（事業法第３３条および第３４条の規定に基づきキャリアがキャリア以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下、同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
契約者回線等	１．契約者回線および契約者回線に電話網またはパケット通信網を介して接続される電気通信回線網であって、キャリアが必要に応じ設置する電気通信設備 ２．相互接続点
キャリア	電気通信事業者であるイー・アクセス株式会社をいいます。
ユニバーサルサービス料	電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）に定める基礎的電気通信役務の安定した提供の確保に必要な負担にあてるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金および負担金算定等規則（平成１４年総務省令第６４号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金

第３条（利用契約の単位）
本サービスの利用契約は、１人の only ネットサービス会員につき、１件の利用契約に限るものとします。

第４条（利用契約の申込みおよび承諾）
１．本サービスの利用契約を申し込みする者は、only ネットサービス会員であること。
２．契約者は、本規約に同意したうえで当社所定の契約申込書を当社所定の提出先に提出するものとします。但し、既に会員である方は、本規約に同意したうえで身分証を提示し、当社が本人確認をした後に郵送する「only ネットサービス契約申込確認書」が到着した日より既存会員からの申込書があったものとみなします。

第５条（契約者識別番号）
１．本サービスの契約者識別番号は、１の会員回線ごとに当社が定めます。
２．当社は、技術上および業務上やむを得ない理由があるときは、本サービスの契約者識別番号を変更することがあります。
３．本条前項により、本サービスの契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者に通知します。

第６条（最低利用期間）
本サービスの最低利用期間は、当社が当該契約者へ本サービスを提供するための設定が完了した日（以下「開通日」といいます。）を起算日とし、起算日を含む月（以下「開通月」といいます。）の翌月を１ヶ月目とする２４ヶ月目の末日までとします。但し、キャンペーンなどにより最低利用期間が短縮した場合はこの限りではありません。

第７条（利用契約の解除）
１．当社は、第 17 条（通信の停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その利用契約を解除できるものとします。
２．本条前項の規約にかかわらず、当社は、契約者が第 17 条（通信の停止）第１項各号の規約のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、その利用契約を解除できるものとします。
３．当社は、本条前項の規定により、その利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知するものとします。

第８条（利用契約の満了）
利用契約において、その契約に基づく契約月の翌月（その契約が次条の規約により更新されたものであるときは、その更新日を含む月（以下「更新月」といいます。）とします。）から起算して２４ヶ月目の末日（以下「満了日」といいます。）をもって満了となります。

第９条（利用契約の満了に伴う契約の変更等）
１．利用契約は、契約者より利用契約の解約の申請がない場合、利用契約の満了日の翌日から自動的に更新されます。
２．最低利用期間が短縮した契約者の利用契約の解約の申請がない場合、利用契約の満了日の翌日から２４ヶ月目の末日までを自動的に更新されます。

第１０条（ＥＭ　ｃｈｉｐ）
１．本サービス利用にあたり、当社より本サービスを利用するために必要なＥＭ　ｃｈｉｐを貸し出すものとします。この場合において、貸与するＥＭ　ｃｈｉｐの数は、１の利用契約につき１とします。
２．契約者は、本サービスを利用する権利を認識するに足りる情報を自己の責任において管理するものとします。
３．当社は、技術上および業務上やむを得ない理由があるときは、ＥＭ　ｃｈｉｐの仕様、性能等を予告なしに変更する場合があります。

第１１条（契約者識別番号その他の情報の登録）
１．当社は、ＥＭ　ｃｈｉｐを貸与するときに、当社の貸与するＥＭ　ｃｈｉｐに契約者識別番号その他情報の登録等を行います。
２．当社は、本条前項によるほか、第５条（契約者識別番号）第２項または第 24 条（修理または復旧の場合の暫定設置）の規定により契約者識別番号を変更する場合は、契約者識別番号等の登録を行います。

第１２条（ＥＭ　ｃｈｉｐの情報消去および返還）
１．当社は、次の場合には、当社の貸与するＥＭ　ｃｈｉｐに登録された契約者識別番号その他の情報を当社が別に定める方法により消去します。
①　そのＥＭ　ｃｈｉｐの貸与に係る利用契約の解除があったとき
②　その他、ＥＭ　ｃｈｉｐを利用しなくなったとき
２．当社のＥＭ　ｃｈｉｐの貸与を受けている契約者は、本契約を解約する、または本条前項の各号に該当する場合、そのＥＭ　ｃｈｉｐを当社が別に定める方法により、速やかに返還していただきます。
３．本条前項の規定によるほか第１０条（ＥＭ　ｃｈｉｐ）第４項の規定により、当社がＥＭ　ｃｈｉｐの変更を行った場合、契約者は、変更前のＥＭ　ｃｈｉｐを返還するものとします。

第１３条（ＥＭ　ｃｈｉｐの管理責任）
１．ＥＭ　ｃｈｉｐの貸与を受けている契約者は、そのＥＭ　ｃｈｉｐを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。
２．ＥＭ　ｃｈｉｐの貸与を受けている契約者は、ＥＭ　ｃｈｉｐについて盗難にあった場合、紛失した場合または毀損した場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。
３．当社は、第三者がＥＭ　ｃｈｉｐを利用した場合であっても、そのＥＭ　ｃｈｉｐの貸与を受けている会員が利用したものとみなして取り扱います。
４．当社は、ＥＭ　ｃｈｉｐ盗難、紛失または毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。
５．契約者は、当社が契約者に対しＥＭ　ｃｈｉｐの再発行を行った場合、当社の請求に応じて速やかに当該費用相当額を当社に支払うものとします。

第１４条（暗証番号）
１．契約者は、当社が別に定める方法により、ＥＭ　ｃｈｉｐにＥＭ　ｃｈｉｐ暗証番号（そのＥＭ　ｃｈｉｐを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます）を登録することができます。この場合において、当社からそのＥＭ　ｃｈｉｐの貸与を受けている契約者以外の者が登録を行った場合、当社は、その会員が登録を行ったものとみなします。
２．契約者は、ＥＭ　ｃｈｉｐ暗証番号を善良なる管理者の注意をもって管理していただきます。

第１５条（本サービスの廃止）
１．当社は、都合により本サービスの全部または一部を一時的にまたは永続的に廃止することがあります。
２．キャリアの電気通信サービスの提供が、契約の解除その他の理由により終了した場合、本サービスは自動的に廃止となります。
３．当社は、本条前項により本サービスを廃止するときは、契約者に対し廃止する日の３０日前までに通知します。但し、やむを得ない場合、または当社およびキャリア間の契約の全部または一部を廃止する場合については、この限りではありません。
４．本条第１項の場合、当社は契約者に対し、一切の責任を負わないものとします。

第１６条（提供の中止）
１．当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止できるものとします。
①　当社およびキャリアの電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき
②　当社およびキャリアが設置する電気通信設備の障害等やむを得ないとき
③　第 19 条により、通信制限を行うとき
２．当社は、本条前項により本サービスの利用を中止するときは、当社が別に定める方法により、あらかじめ当該契約者に対し通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第１７条（通信の停止）
１．当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、６ヶ月以内で当社が定める期間（第１号の場合にあっては、その料金等が支払われるまでの間、第２号または第３号の規定に該当するときは、当社が契約者本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを、提出していただくまでの間）本契約に係る通信を停止することがあります。
①　支払期日を経過しても本サービスの料金等を支払わないとき、あるいは支払われないおそれがあるとき（支払期日を 経過した後に支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下、本条においては同じとします。）
②　契約者が本サービスの利用において第 25 条（契約者の義務）に違反したと当社が認めたとき
③　契約者回線に端末設備または自営電気通信設備を当社の承認を得ずに接続したとき
④　当社が契約者に契約者回線に接続されている端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めたにも関わらず、正当な理由なく当社の検査を受けることを拒んだとき。または、その検査の結果、技術基準等に適合していると認められない端末設備または自営電気通信設備の契約者回線への接続を取りやめなかったとき
⑤　違法にもしくは違法となるおそれのある態様、または明らかに公序良俗に反する態様において本サービスを利用したとき
⑥　本条前各号のほか、本規約に違反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき
２．当社は、本条前項により通信停止をしようとするときは、あらかじめその理由、実施期日および期間を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。
３．本条の定めは、当社が契約者に対して損害賠償を請求することを制限するものではありません。

第１８条（通信場所等の制約）
１．通信は、移動無線装置がキャリアの定める電気通信サービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。但し、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。
２．相互接続点との間の通信は、キャリアの総合接続協定等に基づき当社が定めた通信に限り行うことができます。相互接続協定に基づく相互接続の一時停止もしくは相互接続協定の解除または協定事業者における電気通信事業の休止の場合は、その協定事業者に係る他網相互接続通信（本サービス以外の電気通信サービスに係る電気通信設備における通信をいいます。以下、同じとします。）を行うことはできません。

第１９条（通信利用の制限）
１．当社は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の設置をとることがあります。
①　キャリアが別途定める機関が使用している契約者回線以外のものによる通信の利用を中止する設置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する設置を含みます。）
②　特定の相互接続点への通信の利用を制限する設置
２．本条前項による場合のほか、電気通信設備の安定的な運用または本サービスの円滑な提供を図るため、当社は、契約者に事前に通知することなく次の通信利用の制限を行うことがあります。この場合において、当社は、本項の規定する通信利用の制限のために必要となる通信に係る情報の収集、分析および蓄積を行う場合があります。
①　通信が著しく輻輳する場合に、通信時間または特定地域の契約回線等への通信の利用を制限すること
②　パケット通信を行うために設定された契約者回線を一定時間以上継続して保留し当社の電気通信設備を占有する等、その通信が本サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること
③　契約者が第 26 条（禁止行為）に規約する禁止行為を行った場合に、その通信を切断または制限を行うこと
④　一定期間内に大量または多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限または 中止すること

第２０条（当社の維持責任）
当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和６０年郵政省令第３０号）に適合するよう維持します。

第２１条（契約者の維持責任）
１．契約者は、端末設備または自営電気通信設備を技術基準および技術的条件（昭和６０年郵政省令３１号）等に適合するよう維持していただきます。
２．本条前項の規定のほか、契約者は、端末設備（移動無線設装置に限ります。）または自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を無線設備規則（昭和２５年電波監理委員会規則第１８号）に適合するよう維持していただきます。

第２２条（契約者の切分責任）
１．会員は、端末設備または自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
２．本条前項の確認に際して、会員から要請があったときは、当社は当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者に通知します。
３．当社は、本条前項の試験により当社が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が端末設備または自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第２３条（修理または復旧）
１．当社は、当社の電気通信設備が故障し、または滅失した場合は、速やかに修理し、または復旧するものとします。ただし、２４時間未満の修理または復旧を保証するものではありません。
２．本条前項の場合において、当社は、その全部を修理し、または復旧することができないときは、第１９条の規約により優先的に取り扱われる通信を確保するため、当該通信に係わる電気通信設備を当社が別に定めるところにより修理または復旧します。

第２４条（修理または復旧の場合の暫定設置）
当社は、当社の電気通信設備を修理または復旧するときは、暫定的にその契約者識別番号を変更することがあります。

第２５条（契約者の義務）
会員は本サービスの利用にあたって、以下の条件を承諾するものとします。
① 移動無線装置を分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと
② 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと
③ ＥＭ ｃｈｉｐに登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出しし、変更し、または消去しないこと
④ 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、または他人の利益を害する態様でインターネット接続機能を利用しないこと
⑤ その他第２６条（禁止行為）に規定する禁止行為に該当する行為をしないこと

第２６条（禁止行為）
会員は、本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。
① 当社もしくは他人の電気通信設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為またはそのおそれのある行為
② 他人に無断で広告、宣伝もしくは勧誘の文書等を送信または記載する行為
③ 他人が嫌悪感を抱く、またはそのおそれのある文書等を送信、記載もしくは計算する行為
④ 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
⑤ 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為またはそのおそれのある行為
⑥ 他人の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為またはそのおそれのある行為
⑦ 他人を差別し、誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
⑧ 猥褻、児童虐待もしくは児童ポルノ等児童および青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字または文書等を送信、記載または掲載する行為
⑨ 無限連鎖講（ネズミ講）もしくは連鎖販売取引（マルチ商法）等の開設、またはこれを勧誘する行為
⑩ インターネット接続サービスにより利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為
⑪ 有害なコンピュータープログラム等を送信し、または掲載する行為
⑫ 売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、または他人に不利益を与える行為
⑬ 他人を欺き錯誤等に陥れ、他人の ID 等、その他の情報等を取得する行為または取得するおそれのある行為
⑭ 犯罪行為またはそれを誘発もしくは扇動する行為
⑮ その他法令に違反する行為
⑯ 第１号から第１５号までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為
⑰ only ネットサービス会員規約の第１５条に規定する行為

第２７条（料金）
本サービスの料金は、料金表に規定するサービス利用料金、契約解除料、初回登録手数料、ＥＭ ｃｈｉｐ再発行手数料、ユニバーサルサービス料とします。

第２８条（料金の計算方法等）
１．当社は、契約者が利用契約に基づき支払う料金のうち、サービス利用料金は、料金月に従って計算するものとします。但し、本規約の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める期間に従って随時に計算するものとします。
２．当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあるものとします。

第２９条（サービス利用料金の支払義務）
１．契約者は、その利用契約に係る開通日から起算して利用契約の解約または解除があった月の末日までの期間について、
料金表第１に規定するサービス利用料金（月額利用料）を支払うものとします。但し、本規約または料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。
２．本条前項の期間において、利用の一時中断等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。
３．当社は、支払いを要しないこととされた利用料が既に支払われているときは、その利用料を返還します。

第３０条（サービス利用料金の日割り）
本サービスでは月途中に開通・退会の場合でも、月額利用料金の減額、日割計算は致しません。

第３１条（解約）
１．契約者は、毎月 20 日までに当社が別途定める手続きを行うことで、本サービスを当月末日をもって解約することとします。
２．契約者は、毎月 21 日以降に当社が別途定める手続きを行うことで、本サービスを翌月末日をもって解約することとします。

第３２条（契約解除料の支払義務）
１．契約者は、最低利用期間内に利用契約の解約または解除があったときは、料金表第３に規定する契約解除料を支払うものとします。
２．契約者は、利用契約の解約または解除があったときは、料金表第４に規定する契約解除料を支払うものとします。但し、更新月の解約または解除の場合は除くものとします。

第３３条（初回登録手数料の支払義務）
契約者は、本サービスに係る契約の申し込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第２に規定する初回登録手数料を支払うものとします。

第３４条（ＥＭ ｃｈｉｐ再発行手数料の支払義務）
契約者は本サービスを利用するにあたり、ＥＭ ｃｈｉｐの紛失、故障による交換または再発行、およびＥＭ ｃｈｉｐの停止、再開があった場合、料金表第５に規定する手数料を支払わなければならないものとします。但し、ＥＭ ｃｈｉｐを当社から契約者への輸送中の事故等当社の責めに帰すべき事由による破損、不具合がある場合は、無償により交換または再発行を行うものとします。

第３５条（ユニバーサルサービス料の支払義務）
契約者は本サービスを利用するにあたり、料金表第１の月額利用料に規定するユニバーサルサービス料を支払うものとします。

第３６条（割増金）
契約者は、料金またはその他の支払いを不法に免れたときは、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の２倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払うものとします。

第３７条（端数処理）
当社は、料金その他の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

第３８条（損害賠償）
１．当社は、当社またはキャリアの責めに帰すべき事由により、本サービスの提供をしなかったときは、本サービスが全く利用出来ない状態（本契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、２４時間以上その状態が連続したときに限り、当社はその全く利用できない時間を２４で除した商（小数点以下の端数を切り捨てるものとします。）に日額利用料金を乗じて算出した額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。但し、第１６条（提供の中止）の規定により利用できない場合については、当社は一切の責任を負わないものとします。
２．本条前項に関わらず、キャリアの責めに帰すべき事由により、本サービスを契約者に提供できなかった場合において、当社がキャリアから損害賠償を受領することができたときには、キャリアからの受領損害賠償額を限度として、当社は契約者からの損害賠償請求に応じることがあります。この場合、賠償の対象となる契約者が複数おり、契約者への賠償金額の合計が当社の受領する損害賠償額を超えるときの各契約者への賠償金額は、当社が受領する損害賠償額を当社の基準に従って各契約者に対し返還すべき額で比例配分した額とします。

第３９条（利用契約の譲渡）
契約者が利用契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができないものとします。

第４０条（分離性）
本規約の一部が無効で強制力を持たないと判明した場合でも、本規約の残りの部分の有効性はその影響を受けず引き続き有効で、その条件に従って強制力を持ち続けるものとします。

■料金表
第１表 onlyモバイルLTE・onlyモバイルプラスLTEに関する料金

第1. サービス利用料金
月額利用料（税込）

項目	価格
onlyモバイルLTE	３，８８０円
onlyモバイルプラスLTE(24ケ月目迄)	５，４８０円
onlyモバイルプラスLTE(25ケ月目以降)	３，８８０円
ユニバーサルサービス料金	３.１５円

第2. 初期費用 （税込）

項目	価格
事務手数料	３，１５０円

第3. 契約解除料(不課税)

ｏｎｌｙモバイルLTEご契約者

開通月	１ヶ月目	２ヶ月目	３ヶ月目	４ヶ月目	５ヶ月目	６ヶ月目	７ヶ月目	８ヶ月目
¥38,400		¥37,200	¥36,000	¥34,800	¥33,600	¥32,400	¥31,200	¥30,000
９ヶ月目	１０ヶ月目	１１ヶ月目	１２ヶ月目	１３ヶ月目	１４ヶ月目	１５ヶ月目	１６ヶ月目	１７ヶ月目
¥28,800	¥27,600	¥26,400	¥25,200	¥24,000	¥22,800	¥21,600	¥20,400	¥19,200
１８ヶ月目	１９ヶ月目	２０ヶ月目	２１ヶ月目	２２ヶ月目	２３ヶ月目	２４ヶ月目（満了月）		
¥18,000	¥16,800	¥15,600	¥14,400	¥13,200	¥12,000	¥10,800		

ｏｎｌｙモバイルプラスLTEご契約者

開通月	１ヶ月目	２ヶ月目	３ヶ月目	４ヶ月目	５ヶ月目	６ヶ月目	７ヶ月目	８ヶ月目
¥69,600		¥67,100	¥64,600	¥62,100	¥59,600	¥57,100	¥54,600	¥52,100
９ヶ月目	１０ヶ月目	１１ヶ月目	１２ヶ月目	１３ヶ月目	１４ヶ月目	１５ヶ月目	１６ヶ月目	１７ヶ月目
¥49,600	¥47,100	¥44,600	¥42,100	¥39,600	¥37,100	¥34,600	¥32,100	¥29,600
１８ヶ月目	１９ヶ月目	２０ヶ月目	２１ヶ月目	２２ヶ月目	２３ヶ月目	２４ヶ月目（満了月）		
¥27,100	¥24,600	¥22,100	¥19,600	¥17,100	¥14,600	¥12,100		

第4. 契約解除料(更新月以外) （不課税）

項目	価格
契約解除料	９，９７５円

第5. その他の費用 （税込）

項目	価格
EM chip再発行手数料	２，１００円

【only Wi-Fi 安心サービス】
株式会社ベネフィットジャパン（以下「当社」といいます。）は、以下に定める故障安心サービス規約（以下「本規約」といいます。）に従い、移動機の故障等の際に、本規約に定める内容に基づき有償交換する「only Wi-Fi 安心サービス」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。
第１条（本規約の取り扱い）
１．本規約に定める規定は全て only ネットサービス会員規約に準じるものとし、本規約に記載されていない内容で特段の規定がないものについては only ネットサービス会員規約に記載されている内容によるものとします。
また、only ネットサービス会員規約と本規約の内容が異なる場合は、本規約の内容が優先して適用されるものとします。
２．当社は、事前の予告なく本規約の内容を変更することがあります。
この場合には、料金その他の提供条件は変更後の内容によります。
３．変更後の本規約は、当社ホームページにおいて掲示された時点より、効力を生じるものとします。
４．本規約において使用する用語で特段の規定がないものについては、only ネットサービス会員規約の用語の定義によるものとします。

第２条（提供単位）
１．当社は、only ネットサービス会員規約に基づき提供する only モバイル LTE・only モバイルプラス LTE・only モバイル 4G・only モバイルプラス 4G・only モバイル XiR・only モバイルプラス XiR（以下「only モバイルサービス」といいます。）契約につき、本契約を締結します。
２．利用契約者は、その本サービスに係る only モバイルサービスの契約者と同一の者に限ります。

第３条（適用対象）
１．本サービスの適用対象は、現に契約者回線に接続している対象移動機であって、契約者が当社または当社の正規販売代理店より直接購入されたものに限ります。
２．対象移動機は、当社に登録されている契約者の移動機の販売履歴に照らし、直近で購入された移動機とします。
３．本サービスの適用やその他当社が提供する各種サービス等により対象移動機が変更または交換された場合、その変更または交換後の移動機を対象移動機とします。
４．前三項に定める場合を除き、対象移動機を変更することはできません。また、前三項に該当する場合であっても、以下の場合は適用対象外とします。
（１）対象移動機について、別途当社が認めた場合を除き、主たる利用者が契約者本人でない場合

第４条（適用範囲）
本サービスの適用範囲となる対象移動機の故障等（以下、「故障等」といいます。）は以下に定めるとおりとします。
（１）対象移動機の盗難
（２）対象移動機の紛失
（３）対象移動機の自然故障（取扱説明書等に記載された注意事項等に従って利用している状態で発生した故障）
（４）火災による焼失や水濡れ、その他未然に防ぐことが困難な偶発的な事故による対象移動機の全損または一部の破損

第５条（本サービスの利用手続）
利用者が本サービスの申請を行うときは、当社が定める受付窓口への電話連絡により、当社に通知するものとします。
なお、利用者が Wifi 端末と EM chip または SIM（以下「端末等」といいます。）を当社に郵送するものとします。
郵送された端末等を検品し、EM chip または SIM が使用不能であると判断した場合には、利用者に対して当社から電話連絡します。
Wifi 端末が盗難された場合、公的機関へ届け出た信憑書類（盗難届、遺失届）の写しがない場合、当社は申請の受付を行わないものとします。
検品後、当社のアウトレット端末（返品された未使用または短期使用端末、および故障端末などを当社再生施設にてクリーニング・修理・稼働確認を行い、問題なく使用できると確認された商品）と EM chip または SIM を郵送いたします。
Wifi 端末等を郵送した月の only ネットサービス利用料金に交換代金として２，９００円（消費税込）を加算して請求いたします。
EM chip または SIM が使用不能の場合は、Wifi 端末等を郵送した月の only ネットサービス利用料金に交換代金２，９００円（消費税込）に EM chip 再発行手数料２，１００円または SIM カード再発行手数料３，１５０円（消費税込）を加算して請求いたします。

第６条（契約申込み）
１．本サービスの申込を行うときは、本規約の内容を承諾した上で、当社所定の手続きにより本サービスを申込むものとします。
２．本サービスの申込みは、契約者が、対象移動機の購入と同時に申込むものとします。

第７条（申込の承諾）
１．当社は、本サービスの申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
但し、当社は当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。
２．前項の規定にかかわらず、次の場合には、本サービスの申込を承諾しないことがあります。
（１）当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
（２）申込者が当社への債務の弁済の履行を現に怠り、もしくは怠るおそれがあるとき。
（３）契約者が申込時に虚偽の内容にて申込みを行ったとき。
（４）対象移動機の主たる利用者が契約者本人ではないとき。
（５）その他、本サービスの提供が不適切と当社が判断したとき。
３．当社は本サービスの申込成立後であっても、利用契約者が前項各号の一に該当することが判明した場合には、本サービスの契約を解除することができます。

第８条（契約の成立）
本規約の成立は、本規約第５条（申込）に基づく申込に対し、当社所定の手続きを経たうえで当社がその申込を承諾し、ユーザ登録が完了したときに成立します。
但し、本サービスの申込と同時または事前に申込まれる only ネットサービス会員規約に基づく契約が成立しない場合、本サービスの契約も成立しないものとします。

第９条（解約）
１．利用契約者が本サービスの解約を希望する場合は、当社に申し出ることとし、手続きが完了した時点で本サービスの解約を承諾するものとします。
２．only ネットサービス会員規約に基づく契約が解約された場合は、本サービスの契約も解除されるものとします。
３．別紙１．故障等の場合の修理代金の補償等（４）に定めるサービスの提供を受ける回数が著しく多い場合は、本サービスの継続ができない場合があります。

第１０条（本サービス適用期間）
本サービスの適用期間は、利用契約者より本サービスへの申込みを受け、当社がそれを承諾した日の翌月から本規約の規定に基づき本サービスの契約が終了する日までとします。

第１１条（料金）
本サービスの料金（以下「利用料金」といいます。）は、Wi-Fi 安心サービス利用料とします。
利用料金は月額４２０円（消費税込）となります。

第１２条（利用料金の支払い）
１．利用契約者は、本契約に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日から起算（only モバイルサービスと同一の月の申込みの場合は、本サービスの提供開始日の属する月の翌月の初日から起算するものとします。）して、契約の解除があった日の前日までの期間について、利用料金の支払いを要します。当社は、利用料金を only ネットサービス会社規約に基づく契約により契約者が支払う料金等に合算して請求します。
２．利用契約者は、当社より請求された請求金額を別途、当社が指定する期日までに支払うものとします。

第１３条（利用料金の日割り）
本サービスでは月途中に開通・退会の場合でも、月額利用料金の減額、日割計算は致しません。

第１４条（消費税相当額の加算）
利用契約者が支払う金額は、消費税相当額（消費税法に基づき課税される消費税の額をいいます。）を加算した額とします。

第１５条（延滞利息）
利用契約者は、請求金額について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、該当料金に対して年１４．５%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、３６５日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第１６条（免責）
１．当社は、次の場合には本サービスの適用を行なわないものとします。
（１）利用契約者の故意又は重過失によって生じた故障、全損、水濡れ、紛失等（以下総称して「故障等」といいます。）の場合
（２）戦争・動乱・暴動等によって生じた故障等の場合
（３）詐欺・横領等の犯罪によって生じた故障等の場合
（４）公共の機関による差押え、没収等によって生じた故障等の場合
（５）地震・噴火・火砕流・津波等の天災によって生じた故障等の場合
（６）当社に虚偽の報告がなされたことが明らかとなった故障等の場合
（７）利用契約者が利用料金その他の債務の支払いを現に怠っている場合
（８）対象移動機の利用年数が著しく長く、当該対象移動機に対する補償を行なう事が難しい場合
（９）携帯端末機器の盗難、紛失、遺失について警察への届出等がない場合
（１０）当社指定の書類の提出が当社にて確認できない場合
（１１）利用者が利用者資格を有していないときに発生した毀損等
（１２）前回の携帯端末機器交換の対象となる毀損等の翌日から起算して６ヶ月を経過せず発生した毀損等
（１３）証開始日から２年目の応答日（※）の前日（利用開始日から２年目となる日に到達した利用者については、その日から次の２年目が始まる日の前日。以降同様に繰り返します。）までの間で、携帯端末機器交換の対象となる３回目以降の毀損等。
(※)２年目の応答日：ｎ年ｍ月１日を保証開始日とした場合、ｎ+2 年 m 月１日とする
（１４）携帯端末機器の盗難が未遂であった場合
（１５）公的機関による差押え、没収等に起因する毀損等
２．当社は、本サービスの提供の遅延、変更、中断、停止もしくは終了、その他本サービスの利用ができないことにより利用契約者に損害が生じた場合でも、当社の故意または重大な過失に起因する場合を除き、一切の責任を負いません。
３．本サービスは、対象移動機の紛失等に起因する対象移動機の不正利用によって利用契約者または第三者に生じる損害を補償するものではありません。

第２３条（修理または復旧）
１．当社は、当社の電気通信設備が故障し、または滅失した場合は、速やかに修理し、または復旧するものとします。ただし、２４時間未満の修理または復旧を保証するものではありません。
２．本条前項の場合において、当社は、その全部を修理し、または復旧することができないときは、第１９条の規約により優先的に取り扱われる通信を確保するため、当該通信に係わる電気通信設備を当社が別に定めるところにより修理または復旧します。

第２４条（修理または復旧の場合の暫定設置）
当社は、当社の電気通信設備を修理または復旧するときは、暫定的にその契約者識別番号を変更することがあります。

第２５条（契約者の義務）
会員は本サービスの利用にあたって、以下の条件を承諾するものとします。
① 移動無線装置を分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと
② 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと
③ ＥＭ　ｃｈｉｐに登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出しし、変更し、または消去しないこと
④ 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、または他人の利益を害する態様でインターネット接続機能を利用しないこと
⑤ その他第２６条（禁止行為）に規定する禁止行為に該当する行為をしないこと

第２６条（禁止行為）
会員は、本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。
① 当社もしくは他人の電気通信設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為またはそのおそれのある行為
② 他人に無断で広告、宣伝もしくは勧誘の文書等を送信または記載する行為
③ 他人が嫌悪感を抱く、またはそのおそれのある文書等を送信、記載もしくは計算する行為
④ 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
⑤ 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為またはそのおそれのある行為
⑥ 他人の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為またはそのおそれのある行為
⑦ 他人を差別し、誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
⑧ 猥褻、児童虐待もしくは児童ポルノ等児童および青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字または文書等を送信、記載または掲載する行為
⑨ 無限連鎖講（ネズミ講）もしくは連鎖販売取引（マルチ商法）等の開設、またはこれを勧誘する行為
⑩ インターネット接続サービスにより利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為
⑪ 有害なコンピュータープログラム等を送信し、または掲載する行為
⑫ 売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、または他人に不利益を与える行為
⑬ 他人を欺き錯誤等に陥れ、他人の ID 等、その他の情報等を取得する行為または取得するおそれのある行為
⑭ 犯罪行為またはそれを誘発もしくは扇動する行為
⑮ その他法令に違反する行為
⑯ 第１号から第１５号までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為
⑰ only ネットサービス会員規約の第１５条に規定する行為

第２７条（料金）
本サービスの料金は、料金表に規定するサービス利用料金、契約解除料、初回登録手数料、ＥＭ　ｃｈｉｐ再発行手数料、ユニバーサルサービス料とします。

第２８条（料金の計算方法等）
１．当社は、契約者が利用契約に基づき支払う料金のうち、サービス利用料金は、料金月に従って計算するものとします。但し、本規約の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める期間に従って随時に計算するものとします。
２．当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあるものとします。

第２９条（サービス利用料金の支払義務）
１．契約者は、その利用契約に係る開通日から起算して利用契約の解約または解除があった月の末日までの期間について、
料金表第１に規定するサービス利用料金（月額利用料）を支払うものとします。但し、本規約または料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。
２．本条前項の期間において、利用の一時中断等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。
３．当社は、支払いを要しないこととされた利用料が既に支払われているときは、その利用料を返還します。

第３０条（サービス利用料金の日割り）
　本サービスでは月途中に開通・退会の場合でも、月額利用料金の減額、日割計算は致しません。

第３１条（解約）
１．契約者は、毎月 20 日までに当社が別途定める手続きを行うことで、本サービスを当月末日をもって解約することとします。
２．契約者は、毎月 21 日以降に当社が別途定める手続きを行うことで、本サービスを翌月末日をもって解約することとします。

第３２条（契約解除料の支払義務）
１．契約者は、最低利用期間内に利用契約の解約または解除があったときは、料金表第３に規定する契約解除料を支払うものとします。
２．契約者は、利用契約の解約または解除があったとき、料金表第４に規定する契約解除料を支払うものとします。但し、更新月の解約または解除の場合は除くものとします。

第３３条（初回登録手数料の支払義務）
契約者は、本サービスに係る契約の申し込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第２に規定する初回登録手数料を支払うものとします。

第３４条（ＥＭ　ｃｈｉｐ再発行手数料の支払義務）
契約者は本サービスを利用するにあたり、ＥＭ　ｃｈｉｐの紛失、故障による交換または再発行、およびＥＭ　ｃｈｉｐの停止、再開があった場合、料金表第５に規定する手数料を支払わなければならないものとします。但し、ＥＭｃｈｉｐを当社から契約者への輸送中の事故等当社の責めに帰すべき事由による破損、不具合がある場合は、無償により交換または再発行を行うものとします。

第３５条（ユニバーサルサービス料の支払義務）
契約者は本サービスを利用するにあたり、料金表第１の月額利用料に規定するユニバーサルサービス料を支払うものとします。

第３６条（割増金）
契約者は、料金またはその他の支払いを不法に免れたときは、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の２倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払うものとします。

第３７条（端数処理）
当社は、料金その他の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

第３８条（損害賠償）
１．当社は、当社またはキャリアの責めに帰すべき事由により、本サービスの提供をしなかったときは、本サービスが全く利用出来ない状態（本契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、２４時間以上その状態が連続したときに限り、当社はその全く利用できない時間を２４で除した商（小数点以下の端数を切り捨てるものとします。）に日額利用料金を乗じて算出した額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。但し、第１６条（提供の中止）の規定により利用できない場合については、当社は一切の責任を負わないものとします。
２．本条前項に関わらず、キャリアの責めに帰すべき事由により、本サービスを契約者に提供できなかった場合において、当社がキャリアから損害賠償を受領することができたときには、キャリアからの受領損害賠償額を限度として、当社は契約者からの損害賠償請求に応じることがあります。この場合、賠償の対象となる契約者が複数おり、契約者への賠償金額の合計が当社の受領する損害賠償額を超えるときの各契約者への賠償金額は、当社が受領する損害賠償額を当社の基準に従って各契約者に対し返還すべき額で比例配分した額とします。

第３９条（利用契約の譲渡）
契約者が利用契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができないものとします。

第４０条（分離性）
本規約の一部が無効で強制力を持たないと判明した場合でも、本規約の残りの部分の有効性はその影響を受けず引き続き有効で、その条件に従って強制力を持ち続けるものとします。

■料金表
第１表　onlyモバイルLTE・onlyモバイルプラスLTEに関する料金

第1．サービス利用料金
月額利用料（税込）

項目	価格
onlyモバイルLTE	３，８８０円
onlyモバイルプラスLTE(24ケ月目迄)	５，４８０円
onlyモバイルプラスLTE(25ケ月目以降)	３，８８０円
ユニバーサルサービス料金	３.１５円

第2.　初期費用　（税込）

項目	価格
事務手数料	３，１５０円

第3.　契約解除料(不課税)

ｏｎｌｙモバイルLTEご契約者

開通月	１ヶ月目	２ヶ月目	３ヶ月目	４ヶ月目	５ヶ月目	６ヶ月目	７ヶ月目	８ヶ月目
¥38,400		¥37,200	¥36,000	¥34,800	¥33,600	¥32,400	¥31,200	¥30,000
９ヶ月目	１０ヶ月目	１１ヶ月目	１２ヶ月目	１３ヶ月目	１４ヶ月目	１５ヶ月目	１６ヶ月目	１７ヶ月目
¥28,800	¥27,600	¥26,400	¥25,200	¥24,000	¥22,800	¥21,600	¥20,400	¥19,200
１8ヶ月目	１９ヶ月目	２０ヶ月目	２１ヶ月目	２２ヶ月目	２３ヶ月目	２４ヶ月目（満了月）		
¥18,000	¥16,800	¥15,600	¥14,400	¥13,200	¥12,000	¥10,800		

ｏｎｌｙモバイルプラスLTEご契約者

開通月	１ヶ月目	２ヶ月目	３ヶ月目	４ヶ月目	５ヶ月目	６ヶ月目	７ヶ月目	８ヶ月目
¥69,600		¥67,100	¥64,600	¥62,100	¥59,600	¥57,100	¥54,600	¥52,100
９ヶ月目	１０ヶ月目	１１ヶ月目	１２ヶ月目	１３ヶ月目	１４ヶ月目	１５ヶ月目	１６ヶ月目	１７ヶ月目
¥49,600	¥47,100	¥44,600	¥42,100	¥39,600	¥37,100	¥34,600	¥32,100	¥29,600
１8ヶ月目	１９ヶ月目	２０ヶ月目	２１ヶ月目	２２ヶ月目	２３ヶ月目	２４ヶ月目（満了月）		
¥27,100	¥24,600	¥22,100	¥19,600	¥17,100	¥14,600	¥12,100		

第4.　契約解除料(更新月以外)　(不課税)

項目	価格
契約解除料	９，９７５円

第5.　その他の費用　(税込)

項目	価格
EM chip再発行手数料	２，１００円

【only Wi-Fi 安心サービス】

株式会社ベネフィットジャパン（以下「当社」といいます。）は、以下に定める故障安心サービス規約（以下「本規約」といいます。）に従い、移動機の故障等の際に、本規約に定める内容に基づき有償交換する「only Wi-Fi 安心サービス」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。
第１条（本規約の取り扱い）
１．本規約に定める規定は全て only ネットサービス会員規約に準じるものとし、本規約に記載されていない内容で特段の規定がないものについては only ネットサービス会員規約に記載されている内容によるものとします。
また、only ネットサービス会員規約と本規約の内容が異なる場合は、本規約の内容が優先して適用されるものとします。
２．当社は、事前の予告なく本規約の内容を変更することがあります。
この場合には、料金その他の提供条件は変更後の内容によります。
３．変更後の本規約は、当社ホームページにおいて掲示された時点より、効力を生じるものとします。
４．本規約において使用する用語で特段の規定がないものについては、only ネットサービス会員規約の用語の定義によるものとします。

第２条（提供単位）
１．当社は、only ネットサービス会員規約に基づき提供する only モバイル LTE・only モバイルプラス LTE・only モバイル 4G・only モバイルプラス 4G・only モバイル XiR・only モバイルプラス XiR（以下「only モバイルサービス」といいます。）契約につき、本契約を締結します。
２．利用契約者は、その本サービスに係る only モバイルサービスの契約者と同一の者に限ります。

第３条（適用対象）
１．本サービスの適用対象は、現に契約者回線に接続している対象移動機であって、契約者が当社または当社の正規販売代理店より直接購入されたものに限ります。
２．対象移動機は、当社に登録されている契約者の移動機の販売履歴に照らし、直近で購入された移動機とします。
３．本サービスの適用やその他当社が提供する各種サービス等により対象移動機が変更または交換された場合、その変更または交換後の移動機を対象移動機とします。
４．前三項に定める場合を除き、対象移動機を変更することはできません。また、前三項に該当する場合であっても、以下の場合は適用対象外とします。
（１）対象移動機について、別途当社が認めた場合を除き、主たる利用者が契約者本人でない場合

第４条（適用範囲）
本サービスの適用範囲となる対象移動機の故障等（以下、「故障等」といいます。）は以下に定めるとおりとします。
（１）対象移動機の盗難
（２）対象移動機の紛失
（３）対象移動機の自然故障（取扱説明書等に記載された注意事項等に従って利用している状態で発生した故障）
（４）火災による焼失や水濡れ、その他未然に防ぐことが困難な偶発的な事故による対象移動機の全損または一部の破損

第５条（本サービスの利用手続）
利用者が本サービスの申請を行うときは、当社が定める受付窓口への電話連絡により、当社に通知するものとします。
なお、利用者が Wifi 端末と EM chip または SIM（以下「端末等」といいます。）を当社に郵送するものとします。
郵送された端末等を検品し、EM chip または SIM が使用不能であると判断した場合には、利用者に対して当社から電話連絡します。
Wifi 端末が盗難された場合、公的機関へ届け出た信憑書類（盗難届、遺失届）の写しがない場合、当社は申請の受付を行わないものとします。
検品後、当社のアウトレット端末（返品された未使用または短期使用端末、および故障端末などを当社再生施設にてクリーニング・修理・稼働確認を行い、問題なく使用できると確認された商品）と EM chip または SIM を郵送いたします。
Wifi 端末等を郵送した月の only ネットサービス利用料金に交換代金として２，９００円（消費税込）を加算して請求いたします。
EM chip または SIM が使用不能の場合は、Wifi 端末等を郵送した月の only ネットサービス利用料金に交換代金２，９００円（消費税込）に EM chip 再発行手数料２，１００円または SIM カード再発行手数料３，１５０円（消費税込）を加算して請求いたします。

第６条（契約申込み）
１．本サービスの申込を行うときは、本規約の内容を承諾した上で、当社所定の手続きにより本サービスを申込むものとします。
２．本サービスの申込みは、契約者が、対象移動機の購入と同時に申込むものとします。

第７条（申込の承諾）
１．当社は、本サービスの申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
但し、当社は当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。
２．前項の規定にかかわらず、次の場合には、本サービスの申込を承諾しないことがあります。
（１）当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
（２）申込者が当社への債務の弁済の履行を現に怠り、もしくは怠るおそれがあるとき。
（３）契約者が申込時に虚偽の内容にて申込みを行ったとき。
（４）対象移動機の主たる利用者が契約者本人ではないとき。
（５）その他、本サービスの提供が不適切と当社が判断したとき。
３．当社は本サービスの申込成立後であっても、利用契約者が前項各号の一に該当することが判明した場合には、本サービスの契約を解除することができます。

第８条（契約の成立）
本規約の成立は、本規約第５条（申込）に基づく申込に対し、当社所定の手続きを経たうえで当社がその申込を承諾し、ユーザ登録が完了したときに成立します。
但し、本サービスの申込と同時または事前に申込まれる only ネットサービス会員規約に基づく契約が成立しない場合、本サービスの契約も成立しないものとします。

第９条（解約）
１．利用契約者が本サービスの解約を希望する場合は、当社に申し出ることとし、手続きが完了した時点で本サービスの解約を承諾するものとします。
２．only ネットサービス会員規約に基づく契約が解約された場合は、本サービスの契約も解除されるものとします。
３．別紙１．故障等の場合の修理代金の補償等（４）に定めるサービスの提供を受ける回数が著しく多い場合は、本サービスの継続ができない場合があります。

第１０条（本サービス適用期間）
本サービスの適用期間は、利用契約者より本サービスへの申込みを受け、当社がそれを承諾した日の翌月から本規約の規定に基づき本サービスの契約が終了する日までとします。

第１１条（料金）
本サービスの料金（以下「利用料金」といいます。）は、Wi-Fi 安心サービス利用料とします。
利用料金は月額４２０円（消費税込）となります。

第１２条（利用料金の支払い）
１．利用契約者は、本契約に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日から起算（only モバイルサービスと同一の月の申込みの場合は、本サービスの提供開始日の属する月の翌月の初日から起算するものとします。）して、契約の解除があった日の前日までの期間について、利用料金の支払いを要します。当社は、利用料金を only ネットサービス会社規約に基づく契約により契約者が支払う料金等に合算して請求します。
２．利用契約者は、当社より請求された請求金額を別途、当社が指定する期日までに支払うものとします。

第１３条（利用料金の日割り）
本サービスでは月途中に開通・退会の場合でも、月額利用料金の減額、日割計算は致しません。

第１４条（消費税相当額の加算）
利用契約者が支払う金額は、消費税相当額（消費税法に基づき課税される消費税の額をいいます。）を加算した額とします。

第１５条（延滞利息）
利用契約者は、請求金額について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、該当料金に対して年１４．５%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、３６５日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第１６条（免責）
１．当社は、次の場合には本サービスの適用を行なわないものとします。
（１）利用契約者の故意又は重過失によって生じた故障、全損、水濡れ、紛失等（以下総称して「故障等」といいます。）の場合
（２）戦争・動乱・暴動等によって生じた故障等の場合
（３）詐欺・横領等の犯罪によって生じた故障等の場合
（４）公共の機関による差押え、没収等によって生じた故障等の場合
（５）地震・噴火・火砕流・津波等の天災によって生じた故障等の場合
（６）当社に虚偽の報告がなされたことが明らかとなった故障等の場合
（７）利用契約者が利用料金その他の債務の支払いを現に怠っている場合
（８）対象移動機の利用年数が著しく長く、当該対象移動機に対する補償を行なう事が難しい場合
（９）携帯端末機器の盗難、紛失、遺失について警察への届出等がない場合
（１０）当社指定の書類の提出が当社にて確認できない場合
（１１）利用者が利用者資格を有していないときに発生した毀損等
（１２）前回の携帯端末機器交換の対象となる毀損等の翌日から起算して６ヶ月を経過せず発生した毀損等
（１３）証開始日から２年目の応答日（※）の前日（利用開始日から２年目となる日に到達した利用者については、その日から次の２年目が始まる日の前日。以降同様に繰り返します。）までの間で、携帯端末機器交換の対象となる３回目以降の毀損等。
(※)２年目の応答日：ｎ年ｍ月１日を保証開始日とした場合、ｎ+2 年ｍ月１日とする
（１４）携帯端末機器の盗難が未遂であった場合
（１５）公的機関による差押え、没収等に起因する毀損等
２．当社は、本サービスの提供の遅延、変更、中断、停止もしくは終了、その他本サービスの利用ができないことにより利用契約者に損害が生じた場合でも、当社の故意または重大な過失に起因する場合を除き、一切の責任を負いません。
３．本サービスは、対象移動機の紛失等に起因する対象移動機の不正利用によって利用契約者または第三者に生じる損害を補償するものではありません。